

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（428）
2. 日時：令和4年12月20日 13時30分～15時10分
15時20分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、藤原主任安全審査官、片桐主任安全審査官、
宮本主任安全審査官※、秋本安全審査官、伊藤安全審査官、
小野安全審査官、長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他12名

原子力事業統括部 部長（安全設計担当）※、他15名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 7.3.2 想定事故2
（SAE732 r. 5.0）
- （2）泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 7.3.2 想定事故2（SAE732-9 r. 5.0）
- （3）泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について
- （4）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等（SAT111 r. 4.1）
- （5）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事

- 故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 1 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT 1 1 1-9 r. 4. 1)
- (6) 泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表(技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等)
 - (7) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2. 1 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】(SA 5 4 r. 4. 1)
 - (8) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 1 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】(SA 5 4-9 r. 4. 0)
 - (9) 泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表(第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)
 - (10) 泊発電所3号炉 津波レベル1確率論的リスク評価について
 - (11) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について(SAE 8 r. 3. 2)
 - (12) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について(SAE 8-9 r. 3. 2)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のです。それでは衛藤。
0:00:04	泊発電所3号炉の衛藤、津波PRAのヒアリングを始めたいと思います。では衛藤事業者の方から説明をお願いします。
0:00:15	はい。北海道電力の上川です。
0:00:18	では本日、津波PRAのご説明の趣旨と流れを簡単に、初めにご説明させていただきます。
0:00:26	まず本日はですねパワーポイント資料のほうを用いまして、解析未実施の部分も含めた津波PRAの評価方針、並びに社内評価用の津波ハザードに基づく概略評価結果をご説明いたしまして、
0:00:43	新たな事故シーケンスグループを追加する必要はないという見込みについてご説明いたします。
0:00:50	また先行の女川2号炉と比較しましても同等の評価であるという点についてもあわせてご説明させていただきます。
0:00:59	本日もご提出した資料ですけれども比較表の資料のインデックス、その他のですね、7ページから9ページ。
0:01:09	こちらの表の中で、
0:01:15	はい。
0:01:16	2022年12月20日、津波PRAの列になりますけれども、こちらに丸のついている資料が本日もご提出した資料となります。
0:01:29	残りの津波PRA関連の資料につきましては、2023年8月予定という列に丸のついている資料、こちらを改めて後日ご提出させていただきたいというふうに考えております。
0:01:44	冒頭の説明以上となります。では早速ですが、ご説明の方に入らせていただきたいと思います。
0:01:54	はい。続きまして北海道電力の鈴木からご説明の方させていただきます。
0:01:59	資料の方はパワーポイントによる概要版を使用いたしますので、頻度左方の資料番号が資料4番、表題の方が、泊発電所3号炉、津波レベルワン確率論的リスク評価についてと書かれた資料の方をご覧ください。
0:02:16	それでは資料の方1枚めくっていただきまして目次の方でございます。
0:02:21	1ポツはじめにのところでは、これまでの審査の経緯等を踏まえて、本日のヒアリングでご説明したい事項を整理しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	2 ポツ目から 8 ポツ目までにつきましては津波 P R A の実施のプロセスとなります。こちらはまとめ資料の図表等を抜粋した形で、評価の概要についてご説明いたします。
0:02:41	あと最後、9 ポツでは先行プラントのとの主な相違点を整理した上で、10 ポツのまとめでは、当社として考えてございます結論についてお示しいたします。
0:02:51	それでは次のページから中身のご説明となります。
0:02:55	では右下 2 ページの方をご覧ください。
0:02:59	まずこれまでの審査の経緯でございますけれども、平成 25 年 12 月の審査会合におきまして、津波 P R A を含めた F P R A 全般及びシーケン制定についてご説明しております。ここで受けているコメントにつきましては、翌平成 26 年 2 月の審査会合で回答してございます。
0:03:19	また、2016 年の審査再開時には、津波ハザードの変更に伴うシーケン制定への影響がないことをご説明しておりました。
0:03:27	その後、基準地震動及び基準津波の見直しに伴い、再評価を実施しております。結果については、別途ハザード側の審査でご説明する予定としてございます。
0:03:38	これを受けまして津波 P R A についても、最新の津波ハザード情報を反映するとともに、新たに設置する防潮低等の津波防護対策を反映した津波 P R A の再評価をこれから実施する予定としてございます。
0:03:52	最後本来でございますと津波ハザードの確定後に津波 P R A を順次実施することにはなるんですけれども、今回は自己資源選定の影響について、
0:04:04	事前に結果の見込みを把握しておくという観点で、現時点における社内評価用の津波ハザード、これは暫定の値を用いまして、津波 P R A の評価方針、そして結果の見込みについて、本日のヒアリングにてご説明させていただきます。
0:04:20	では次のページをお願いいたします。
0:04:23	右下 3 ページでございますけれども、P R A と有効性評価の関係でございますが、中段の P R A の実施目的、これにつきましては皮膚有効性評価を行うシーケンスグループとして泊固有のものがないかを確認するという点。
0:04:38	また、次、P R A の実施範囲、これにつきましては今月、これまで 2 回のヒアリングを実施してございまして、具体的には内部事象と地震 P R

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	A、こちらをご説明しております。そして本日は津波レベルワンPRA、これを対象にご説明いたします。
0:04:57	では1枚めくっていただきまして、右下4ページになります。こちらも津波PRAの評価フローになりますけれども、こちらは日本原子力学会標準を参照しておりますので、
0:05:09	基本的には先行各社とフローは同様でございます。詳細については、後リコーのスライドでご説明いたします。
0:05:16	続いて右下5ページをお願いいたします。こちらの図は泊発電所3号炉の設備配置の特徴となっております。まず敷地内への津波の到達流入を防止するために包丁で、
0:05:30	高さはTこれは東京湾平均海面+16.5メートルを設置いたします。
0:05:36	また、主水路等からの敷地への流入を防止するために防水平均を設置いたします。
0:05:42	その他、建屋への浸水の可能性がある経路につきましては、水密扉の設置や貫通部の私有処置、これを実施してございます。また引き波対策として、貯留堰を設置してございます。
0:05:57	えっと、またこれらの津波防護対策以外にも、泊発電所のプラント配置の特徴といたしましては、原子炉建屋、原子炉補助建屋、
0:06:06	循環水ポンプ建屋等の主要建屋は、いずれもTP10メートルの敷地高さに設置してございまして、このうち、循環水ポンプ建屋につきましては14件の循環水ポンプと、
0:06:17	非常用系の海水ポンプを内包するような建屋となっております。
0:06:23	ではめくっていただきまして、パワーポイント6ページになります。ここではブランド設備は建屋に対して、津波が襲来した場合どのような影響が想定されるかを整理してございます。こちら学会標準を参考に整理してございますので、先行と基本的には相違がないものと考えてございます。
0:06:41	続いて右下7ページです。こちらは津波PRAで想定する起因事象を選定するためのフローとなりますと基本的な考え方はこちら先行と相違はございませんが、
0:06:54	プラント固有の建屋の配置等を反映してございます。結果、起因事象としては、外部電源喪失、
0:07:02	原子炉補機冷却機能喪失及び敷地及び、建屋内浸水、これら3事象を選定してございますが、これら三つは、先行プラントである、女川2号炉と同等の結果となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:16	このうち一番下の敷地及び建屋の浸水、これにつきましては、津波特有の起因事象として選定しており、こちらは
0:07:25	建屋内が一律に水没するような厳しい事象ということで、有感有効な緩和手段がなく、都心損傷の防止が困難な起因事象として設定してございます。
0:07:36	めくっていただきまして右下 8 ページです。
0:07:40	確率論的津波ハザード評価でございますが、こちらは冒頭で申し上げました通り、現在金融地震動、基準津波の見直しを踏まえた再評価を実施しているところでございます。
0:07:52	その結果については羽沢審査で詳細をご説明する予定です。なお、今回の津波 P R A では、矢羽根の二つ目に記載しております値、具体的には、防潮で前面における津波水位、
0:08:05	T P +16.5 メーターの年超過確率、これが 2.9×10^{-7} のマイナス 7 乗となる、これを暫定値として評価を実施しました。
0:08:15	この値はすなわち津波の発生頻度になるんですけれども、津波ハザードの確定後には、今回の津波 P R A の評価結果、そして事故シーケンス選定への影響について、
0:08:28	改めてご説明させていただきます。
0:08:31	続いて、右下 9 ページです。
0:08:35	このスライドでは、津波 P R A の評価対象の設備に対し、機能喪失に至る津波高さを整理したものとなっております。結論としては防潮で高さ T P 16.5 メーター以下の津波に対しては、
0:08:49	評価対象機器は健全であると。
0:08:52	一方、津波高さが T P 16.5 メーターを超える場合には、評価対象設備は防水等により機能喪失すると整理してございます。
0:09:02	右側の図は津波に対する機器フラジリティ許可日曲線でございます。
0:09:08	津波 P R A では、土岐金式の耐力には期待せず、津波が到達した時点で機能喪失という評価をしております、この方針については、先行プラントも同様でございます。
0:09:21	あと右下 10 ページにお願いします。
0:09:24	こちらが泊 3 号炉の津波分類の考え方となっております。
0:09:30	一つ前のスライドでも触れましたが、表で言うところの上側の段、津波は高さ 16.5 メーター以下の場合、この場合は、防潮底がございまして、泊 3 号炉建屋周辺への浸水はなく、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:43	プラント影響はないものとしてございます。また右列のところで下線部を引いてる部分ですけれども、津波ハザード確定後に敷地内浸水解析を実施。これは、
0:09:55	16.5メートル以外の稲井の津波であれば、防潮低を超えて敷地内に入ってくることはないといえるんですけれども、その他、主水路とか、江藤水路、
0:10:06	これらの開口部からの理由については、PRA上は、基準津波を超える高さの波を考慮してございますので、トピックと評価する必要があるということを補足しております。
0:10:17	これに対して下段の方ですね、16.5メートルを超える津波に対しては、原子炉建屋を含む主要建屋はすべてと同じ敷地高さ10メートルにして設定してございますので、
0:10:30	これらは同時に水没するような評価としてございます。
0:10:35	起因事象としましては、先ほどの選定のところでご説明した敷地及び建屋内浸水、これが登場いたしますが、この場合、複数の緩和設備が同時に機能損傷し、
0:10:46	必ず炉心損傷に至ると想定してございます。
0:10:50	また原子炉補機冷却機能喪失、外部電源喪失、これらについても同じ津波高さで発生することになりますが、起因事象としてはより厳しい。
0:11:01	敷地及び建屋の浸水、こちらで代表させていただきます。
0:11:06	1枚めくっていただきまして、右下11ページです。
0:11:11	こちらの図は泊発電所の全体配置図でございまして、図のやや右寄りのところに、泊3号炉の主要建屋を、また青色の矢印にて、想定する津波の流入経路を示してございます。
0:11:25	一つ目のスライドでは、16.5メートル以下の津波については、プラント設備が健全という想定をしておりました。
0:11:32	ですが四方水路等の開口部からの津波の流入の影響を確認する必要がありますので、防潮て前面において、TP+16.5メートルたとなるような津波を作成し、
0:11:46	このとき、青色で示すような津波流入経路を想定した場合においても、プラントの影響がないことを、敷地浸水が井関に確認する予定でござい ます。
0:11:56	なお、図、図面の左側にですね、茶津入構トンネル、そしてアクセスルートトンネル、これを青い青野矢印で示してございますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:07	こちらについても、津波の流入の可能性のある経路としては考慮する方針でございます。
0:12:14	あと次のページをお願いいたします。こちらの図はこれまでの津波フラジリティや津波分類の考え方をPRAで言うイベントツリーとして整理したものとなっております。
0:12:26	結論としましてはこれまでのご説明と同様に、16.5メートルの波を超える場合、敷地及び建屋内浸水によって炉心損傷に至る評価としてございます。
0:12:38	次のページお願いします。
0:12:40	右下13ページ、こちらが津波PRAの評価結果でございます。
0:12:46	今回ご説明しました評価シナリオに基づく、暫定評価によっては、津波による全炉心損傷頻度、こちらは 2.9×10 のマイナス7乗パー炉年。
0:12:57	という結果となっております。あとこれは、津波高さが16.5メートルを超える場合の炉心損傷防止の緩和設備に期待できず、必ず炉心損傷に至るかってことから、
0:13:09	16.5メートル津波の発生頻度がそのまま炉心損傷頻度となっております。
0:13:15	津波による炉心損傷頻度の内訳という観点では、津波、直接炉心損傷に至るシーケンス、複数の安全機能喪失、これが全炉心損傷頻度の100%を占めるという結果となっております。
0:13:32	以上について先行との比較を実施したのが次のスライドです。右下14ページをお願いいたします。
0:13:40	まず一つ目の項目、津波PRAの評価対象設備ですが、こちらは女川と考え方は5同様でございます。
0:13:48	二つ目の項目、起因事象の選定についても、女川と同様の想定としてございます。あと三つ目、海水ポンプのフラジリティ評価ですけれども、泊は防潮底を越える津波、すなわち16.5メートルを超える津波で、
0:14:04	海水ポンプが機能喪失と想定しているのに対しまして、女川2号炉では、防潮底を越える津波では、直ちに海水ポンプは機能喪失せず、
0:14:14	33.9メートルの津波までは、海水ポンプは機能喪失しないという評価となっております。
0:14:21	これは女川2号炉は、海水ポンプエリア周辺に、敷地高さプラス0.6メートルの浸水防止駅を設置しており、この避難機能に期待していることが理由となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:34	四つ目の、津波高さ分類ですけれども、先ほどの海水ポンプのフラジリティ評価結果を受けまして、女川では、津波高さ分類をAとBの2種類に分けてございます。
0:14:47	津波分類Aの範囲では、機動変圧器の没水による外部電源喪失が発生。
0:14:54	分類Bの場合は、泊と同様に、原子炉建屋等の浸水により、直接炉心損傷に至る評価としてございます。この点につきましては、泊は、防潮底を越える津波の発生頻度が2.9掛け10のマイナス7乗と極めて低いことから、
0:15:12	津波の高さは防潮底を超えるようなシナリオに対して、それ以上に詳細する必要、詳細化する必要がないことが理由となります。
0:15:20	あと最後のところ、津波による炉心損傷頻度の比較でございますが、泊は 2.9×10 のマイナス7乗、女川7.3掛け10のマイナス7乗でございます。
0:15:32	これはどちらも内部事象、地震津波PRAと合わせた全炉心損傷頻度に対する割合としては、1%未満と、また絶対値としても、10のマイナス7乗のオーダーの頻度であると。
0:15:46	このことから、先行の審査実績と比較しても、同程度の結果になっているものと考えてございます。
0:15:54	あと最後のスライドまとめになります。右下15ページをご覧ください。あと今回ご説明しました津波PRAの想定シナリオに基づく、評価の結果、
0:16:04	津波ハザードの暫定値を用いた場合の炉心損傷頻度としては、 2.9×10 のマイナス7乗という結果がえられてございます。この結果は、泊3号炉の全炉心損傷頻度に対して1%未満と小さいと。
0:16:19	いうところ、先行BWRの事業者実績を踏まえても、十分に低い頻度と考えてございます。
0:16:27	以上のことから、現時点においては、津波による新たな事故シーケンスグループを追加する必要はなく、有効性評価を行う事故シーケンスグループ等の選定には影響がないものと考えてございます。なお今後の評価及びご説明にあたっては、16.5メートル津波による、
0:16:45	敷地浸水解析を実施して、3号炉建屋周辺に、開口部からを考慮しても浸水がないことを確認することが前提で、そのように認識してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:56	今後確率論的津波ハザードが確定後には、今回想定した評価シナリオ等の条件に影響がないか等について、改めてご説明させていただきたいと考えてございます。
0:17:09	あと津波PRAについては私からの説明は以上となります。
0:17:18	はい、それでは質疑に入りたいと思います。
0:17:24	規制庁アキモトです。一応事実確認をしたいと思うんですけど、一応
0:17:32	ですかね。パワポで言うと、
0:17:36	8ページのところでまだ浸水、
0:17:43	基準津波の方はまだ審査中っていうのは理解をした上で、
0:17:48	年超過確率、もう、まだ、
0:17:52	なんていうか、わからん決定ではなくて、
0:17:58	このハザードカーブもう、
0:18:01	何か変わり得るような、
0:18:04	変わり得るっていうか、今ちょっと見込み、事業者の考えてる見込みとして、どんな感じなのかをちょっと聞きたいんですけど。
0:18:12	上側に行くのか。
0:18:16	し、下側に行くのか、
0:18:24	はい。衛藤。北海道電力の鈴木でございます。今の津波ハザードについて本店から補足いただけますでしょうか。
0:18:42	北海道電力の奥寺でございます。高くなる高くないっていうことに、ちょっと定量的な意味合いで言いますと、審査が終わらないと。
0:18:55	そこは正確に言いますと言えないかなと思ってございます。
0:18:59	以上です。
0:19:00	大浜はちょっと、いや、やっぱりちょっと言えないかなと思います。すみません。
0:19:05	以上です。
0:19:09	規制庁秋本です。とりあえず、じゃあ今わかりました。だから、全部で見ても、2.9ヶ月10のマイナス7乗で、
0:19:21	数と、それで、
0:19:24	ちなみに14ページー当間女川との比較をされてますけど、一応
0:19:32	頭ととか、東海第2とかも見た上、見ていらっしゃるっていう理解でいいですかね。
0:19:41	はい。北海道電力の鈴木でございます。もちろん先行の審査実績として、東海林さんのブランドの方参照させていただいてございます。東海

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	第 23 の特徴としましては、こちら津波のハザードが結構頻度が高いというところで、
0:19:57	重要事故シーケンスの方を設定して対策等を実施されていると認識してございます。これに対して泊としてはどちらかというと女川さんと近く、
0:20:08	重要事故シーケンスは、頻度の観点でも、選定されないという、そういうところで今回は女川 2 号炉さんとの比較を実施してございます。
0:20:18	規制庁秋本ですわかりました。11 ページ見ていただいて、11 ページの図は、
0:20:26	これはあれなんですかね点。
0:20:29	は先頭を倒す実線の矢印っていうのは何か意味が、
0:20:35	何か違うかな。
0:20:38	使い分けてるんですか。
0:20:41	はい。北海道電力の鈴木でございます。実線と破線の使い分けでございますけれども、ごめんなさいあまり明確な使い分けという意味ではございませんでした。
0:20:51	ただですね泊発電所のプラントへの影響という観点につきましては、やはり防潮で前面からの越流が発生した場合には、総延長も 1 キロ程度ありますので、かなり流量としては大きくなると。
0:21:05	これに対して、開口部についてはやはりその断面積等も小さいと考えてございますので、膨張てからの越流と比べるとそのプラントへの影響というのは、かなり小さいものかと考えてございまして、ちょっと見た目としてはこういう表現としてございました。
0:21:20	以上です。
0:21:21	規制庁秋本です。わかりましたそれでじゃあ、
0:21:27	ここで言っているのは、確認する、一番下のところですけど TP 16.5 メートルの
0:21:35	申請がないこと C 敷地面浸水解析で確認する予定方針で、
0:21:41	16.5 メートル能。
0:21:44	敷地内浸水解析はまだ終わってないっていうことなんですか。
0:21:50	はい。北海道電力の鈴木でございます。16.5 メーターの敷地の浸水解析の状況ですけれども、こちらは条件としまして、やはり基準津波の条件ですとか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:02	ハザードの条件を踏まえて 16.5 メーターの津波を作成して、それを基に浸水状況を把握するという流れになりますので、現時点においてまだ津波、
0:22:13	基準津波等の条件が決定してございませんので、その辺りの評価結果というものは、現状手元にまだ正確なものはないという状況となっております。
0:22:26	規制庁アキモトでそうすると、あれなんですか。もし、もし駄目だ。
0:22:32	駄目だったっていうわけじゃないですけど敷地内浸水解析の結果、最後の 15 ページとかでも、
0:22:41	水泳 244 ポツ目で浸水がないことを確認すること前提で、
0:22:48	だから、これが成立しなかった場合は、
0:22:54	C D F も変わり得る。
0:23:00	変わらないように設計をするっていう感じなんですかね。
0:23:05	はい。北海道電力の鈴木でございます。可能性としてはご認識の通りなんですけれども、まだその基準津波とかが、最新の条件ではないものの、
0:23:17	もうちょっと厳しい条件で、試解析のようなものの値付けは一応確認はさせていただいております、それを見ると、
0:23:27	今後基準津波とかが確定して、その敷地内の条件が確定したとしても、おそらく、16.5 メーター津波では、
0:23:39	目的とするような結果、こちらはえられるものかというふうに考えて、今回、その次なりを前提に、進めさせていただいてるというものになります。もちろんその結果についてはまだ確定ではございませんので、
0:23:52	今後の津波ハザード確定後に結核として、別途、補足説明資料に反映して、ご説明させていただきたいと考えてございます。
0:24:01	規制庁秋本ですわかりましたじゃ、一応あれなんすけど今のイメージだと、社内だでは、何パターンかやっていて、試解析みたいなものもやっているとこの感じで準備されてるっていう感じです。
0:24:15	ちょっとまだハザードのところでも申し上げた通り、ちょっとそれがそのままというものは持ってないという事実なんですけれども、一応そういう頭の体操というか、そういうのを進めているという状況でございます。
0:24:28	規制庁秋本です。わかりました。ちょっと 11 ページの方の図の、
0:24:35	すいません、私あんまりよくわかってなかったかもしれない。堀株川でしたっけ、右側の方からっていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:44	16.5メートル津波だったら入ってこない。
0:24:49	ということなんですか。すいません。こっち側の設計があんまりよくわかってなかったんですけど。
0:24:55	はい。北海道電力の鈴木でございます。ちょっとこの確かに平面図だけを見ると標高の関係がうまくこう見えづらいところではございますが、
0:25:06	堀株川これ、図でいうと右上のところなんですけれども、ここはかなり高標高が高いようなエリアになってございまして、膨張て-16.5メートルが接続するところから見て堀株川というのは膨張てよりもさらに高いような地形となっておりますので、
0:25:24	こちらからの津波流入としては、ないものとして考えてございます。また16.5メートル作る段階で、そちらも入ってこないというのも、見れる形になるかと考えてございます。
0:25:39	規制庁秋本ですわかりました。
0:25:42	へえ。
0:25:44	私の方からは、とりあえずパフォあ、
0:25:48	以上ですがすみません、10ページのところで、
0:25:54	これあれなんですかね主変圧器。
0:25:59	だけを書いているのは何か意図はあったりするんですか。他にも、
0:26:04	ほかにも何なのか、主変圧器だけ。
0:26:08	何かここに書いてる理由ってのがあるんですか。
0:26:12	はい。北海道電力の鈴木でございます。
0:26:15	パワーポイント資料の中で確かにそこを明確に書いてるところというところと5ページのところのサイトの模式図にはなるんですけども、
0:26:27	結論としましては北海道電力の泊の特徴としては、
0:26:34	タービンの設備ですとか、循環水の設備とかっていうのは、積雪のあたりも考慮して基本的にすべて屋内に入っているものですので、
0:26:44	PRAで考慮する設備として屋外にあるもの、これは主変圧器ぐらいしか該当がないと。
0:26:51	ですので屋外設備として主変圧器を
0:26:54	確認している、そういった状況となっております。
0:26:59	規制庁秋本ですわかりました。その他、パワポに関してはいかがでしょうか。はい。
0:27:09	規制庁、尾野です。ちょっと教えていただきたくて、6ページの間接提供、影響の中にある津波による高ストレスってこれって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:20	何を指してるのかって教えていただきます。はい。北海道電力の鈴木でございます。ここにつきましては学会標準の記載を参考に加えさせていただいているものでございます。基本的にPRAの評価というのは、例えば人的過誤というものを評価対象と含めてございます。
0:27:40	ただ例えば内的事象、ランダム故障では、ある程度の
0:27:46	こっちん
0:27:48	手順に従って操作をしていくという意味なるんですけどもやはり津波とかっていう外部事象が起きてくると運転員に対して、通常の5機器故障に比べて高いストレスが考えられるんじゃないか。
0:28:01	そういうところにつきましても正確にモデルに反映するよという趣旨の記載かとなっておりますので、そこについても人的過誤評価の中で確認をするという意味で、シナリオとして抽出しているもの、そういう整理となっております。
0:28:17	規制庁の谷津理解しましてありがとうございます。
0:28:25	規制庁藤原です。ちょっと私、理解ができないんですけどパワーポイントの10ページと11ページでここで津波分類の考え方等等その次に浸水解析っちゅうのがあって、
0:28:40	それでいくと多分なんか16.5を境に何かこう、考え方を書くって書いてうちの大体わかったんですけどちょっと11ページのその条件ですか。
0:28:51	ちょっとわからなかったんで教えて欲しいんですけど、これ非
0:28:54	別の比較表とかでもちょっと書きあったんですけど、敷地浸水解析の目的、
0:29:00	これがちょっと私理解できませんでした。何だっけ、今何か口頭では、茶津だとか、あとからの入るものの、
0:29:11	影響を見るんだっていう話があったんですけど、一方でこっちの別の比較評価、あとは補足かな、こっち見ると、あっちなんだっけ。防潮では健全で、
0:29:22	地方水路周りの防水液が機能喪失ですかね。
0:29:27	考えていると。これはさ、何かまずちょっと確認したいのは、そういった資本水路に関わる津波防護対策、例えばこういうこと3号炉の防水かな。
0:29:38	それが機能喪失してると。
0:29:40	そっから水が入ってくると、要は16.5の、そういう理解でいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:48	はい。北海道電力の鈴木でございます。浸水解析の上限設定についてなんですけれども、今ご指摘ございました3号炉の取水度を例にとりますと、まず基準津波の等に対する互助側の評価では、
0:30:05	基準津波高さに対して3号炉の設計で言いますと、スクリーンエリアから敷地内への溢水経路として、それに対しては防水堰の設置を今検討している。
0:30:18	なので基準津波に対しては防水堰の高さを超えないという評価をしていくことになるんですけれども、
0:30:26	今回のPRAでは基準津波よりさらに高い16.5メートルの津波が入ってこないということを示すことになると考えています。ですので基準津波では墓石を超えないというふうに示してた。
0:30:41	けれども、それが果たして16.5メートルもう少し厳しい津波でも本当にこの壁を越えてこないのか、これを別途評価するという意味合いでございまして、防水兵器の機能自体が喪失するというよりかは16.5でも水がこう溢水して、
0:30:59	縦側に影響がないか、これを調べるのが目的というふうに理解してございます。
0:31:08	ごめんなさい、規制庁JASMINEはちょっと私が今ついていけなくて、基準津波に対して当然防水駅で辰巳が防護達成できます。当然16.5までは達しない津波だからですんで16.5。
0:31:20	に対しては、当然数ハザーDBを超えるものだから、仮に防水いけないとしても、要はそこから出てきた水が、何か機能喪失するような、
0:31:32	高さにはならないことをここで確認すると、そういう立て付けでしたっけ。
0:31:38	す。北海道電力の鈴木ですけれども防錆平均はあるものとして、考慮しますが、16.5でも、例えば
0:31:48	わかりづらいところとしては、
0:31:51	もしかすると一つのケースですけれども、基準津波では防水平均よりはちょっとし、下ぐらいまで来るとしますと、16.5メートル津波だと。
0:32:03	防水ヘキシーをもうちょっと若干溢れるかもしれないと。
0:32:09	だとしてもPRAでモデル化してる、建屋までは水は来ませんねっていうのを、しっかり評価をさせていただくと、そういうことを考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:19	きついです。理解しました要は防水平均高さ 16.5 までいかないこともあるかもしれないんで、ちょっと低い状態で、下もしかしたら高い津波が来るかもしれないからそういうの、
0:32:30	評価を理解しました。
0:32:33	うん。あとでちょっと、じゃあ比較表のところでもしそういうのが出てきたらそこはちょっと適正んしか必要かもしれないけど理解しましたけど
0:32:41	同じような感じで茶通入構今なんですかね。
0:32:45	今 16.5 で決め打ちはしてますけども、実施通達の方が高いかもしれないし、低いかもしれないけども一応そういったものも踏まえて、この閾値に対してはちゃんと評価をして、機能喪失しないように、
0:32:58	しますよそういうそういう理解でいいですよ。
0:33:02	はい。北海道電力の鈴木でございます。到達入校ルートについても同様の認識でございますが、基準津波でももちろん入ってこないことを別途、評価してございますが、それよりも厳しい条件として、PRAの 16.5 メーター津波に対しても、
0:33:17	水が入ってこないという評価になるかもしれないですしちょっと入ってくるけれども敷地への影響、プラント設備に水が来るようなことはない、という結果をご説明するという認識でございます。
0:33:31	規制庁藤です。理解しました。そのときはあれですかね、循環水ポンプ建屋ってこれ、Cクラスで多分、声をS sになるのか、いや、今この
0:33:42	他プラントと違う条件としては、循環水ポンプ建屋ん存在の有無というのがあって、今泊はこれ、建屋の中にあるとか、評価して、そういった、
0:33:54	他プラントとの違いっていう影響の観点、要は、例えばですし、循環水ポンプでは崩れてますとか、そういった状態で津波が 16.5 メーターで、
0:34:04	来たときに、当市敷地内に水が入ったときに、10.3 ですだけ何かそこを乗り越えるか何かそういう評価はされますかそれとも何か、
0:34:14	あくまでも循環水ポンプ建屋は健全とか、
0:34:17	何かそういったます多分壊れる確率を多分出すとか、そういったことなんかもやられてるんですかね。
0:34:24	北海道電力の鈴木でございます。今泊固有の設備として循環水ポンプ建屋の話ございましたけれども、まず設備のスペックとしては、基準地震動でも壊れないことは確認する。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:38	法人であると、それと阿部とですね、今回のPRAの評価では、非常に保守的な評価をしております、循環水ポンプエリアまでそもそも水が遡上してこないという結果がられれば、
0:34:52	循環水ポンプの縦があろうがなかろうが、中の海水ポンプは健全である、こういう結果を示すことができるのではないかなというふうに考えてございます。
0:35:02	規制庁です。わかりました。次に、最後にもう1点今16.5の松波をつくるという話がありましたけども、確かに基準津波って結構たくさん、
0:35:14	種類がある中で、そういった目的、例えばその流入量が一番大きくなるようなものを選んでくるとか、いうふうな観点での説明というのは、ちょっとこれ今後ですけど一応、
0:35:27	そういうふうに考えられて、要は16.5は、もしかしたら堀株の方が高かったりとか、或いは市水路がの方に流入してくる量がもしかしたら大きかったとかいろいろ多分パターンがあると思うんですけど一応、
0:35:40	そういうふうな観点で作られると理解していいですか。
0:35:44	はい。北海道電力の鈴木でございます。今のご指摘は16.5メートルの津波をどう設定するかというところかと考えてございますが、これまだできてない理由の一つとしまして、まず、津波のハザード曲線を作成すると、そうすると16.5メートルの津波のハザードの中ではどこの波源が一番厳しく
0:36:04	なっているというところもわかってございますので、16.5メートルできてくるような波源に対して、そのマス地盤の滑り量とかを調整することによって、松波と高騒ぐところ、16.5まで上げていくと。
0:36:18	そういう津波の作り方をしますので防潮堤に対しては厳しいような波を作って、それが津川ではどうなるか、この辺りを含めて評価をしていくことになるかと、そういうふうに考えてございます。
0:36:31	以上です。わかりました。私から以上です。
0:36:37	規制庁秋本ですその他パワーポイントはいかがでしょうか。その次にまとめ資料、ちょっと細かく見ていこうかなと思っておりますが、
0:36:48	あ、ごめんなさい。
0:36:54	江藤規制庁の天田です。ちょっと
0:36:58	基本的ながパパパベースの基本的な概要ということで、
0:37:02	ちょっと何点か確認させていただきたいんですけど。
0:37:06	まず、
0:37:09	先ほど防水液とかいろいろあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:14	ちょっと5ページの資料だとちょっと、ちょっと枠囲いになっていて多分、
0:37:22	持ってない方もいると思うんでまとめ資料の、
0:37:27	ここで言うと、
0:37:28	3-2-2の25ページですか。
0:37:35	天田君。
0:37:37	で、ちょっとマスキング範囲なので、
0:37:41	発言に注意しなきゃいけないんですけど、黄色導
0:37:48	多分黄色で示しているもの。
0:37:52	が、
0:37:54	あると思うんですけど、これの設備上の位置付けはさ、さっき基準津波に対するデービー場の
0:38:03	その防護っていうような話だったような気がするんですけど。
0:38:07	一応今、左から、
0:38:10	全部矢印で四つぐらいあると思うんですけど、
0:38:16	あくまでレイビ上の基準津波の
0:38:21	浸水防護なり、流入防止で、
0:38:25	女川みたいにSAの区分Aでしたっけ、の、
0:38:30	浸水防止駅というような位置付けにはなっていない。
0:38:34	ということなのかどうかちょっとその辺りの位置付けを確認させてください。
0:38:39	はい。北海道電力の鈴木でございます。今ご指摘いただきましたのはこの図2、記載しております。設備の位置付けというところになるかと考えてございますが、
0:38:53	ここについては、パワーポイント資料ですと、
0:38:57	ことです。
0:39:10	最後、ごめんなさい最後ですね、14ページの方をご覧ください。
0:39:17	今回の津波PRAの評価対象設備といたしましては、泊3号炉女川2号炉ともに内的PRA設備に加えて防潮堤防水域等の止水対策、
0:39:29	こういうふうに整理してございますが、前提といたしましては右側の比較結果に書いて通りですね、まず設計基準対象施設、これを津波PRAの評価対象として期待してございます。これに対して緊急安全対策ですとか、SA対策は考慮しない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:46	そういうところになってございますので、まず設計基準対象施設として、右側で設計したものについて、今回のPRAでは期待している、そういう位置付けとしてございます。
0:40:01	わかりました。
0:40:05	はい、わかりました。それで、
0:40:11	等ですね、流入経路が、
0:40:19	10%と11ページに幾つかあって越流するものと、
0:40:24	流入するものってあるんですけど、
0:40:27	今、
0:40:29	津波区分としては16.5としてますけど、越流側は16.5メートルっていうので、
0:40:38	わかるんですけど、
0:40:41	あれですかね、破線の流入経路の
0:40:46	値っていうのは、
0:40:49	これは幾つなのかっていうのはあるんでしょうか。
0:40:57	はい。北海道音力の鈴木でございます。衛藤。
0:41:02	すいませんちょっと1個確認させていただいてもよろしいですか輸入経路の値というと、具体的にどこのことを指しているかといいますと、
0:41:12	つまり、今、
0:41:17	イベントツリーでもいいんですけど、
0:41:21	12ページのイベントツリーなり、16とあくまでTP16.5メートル。
0:41:28	を超えれば、
0:41:30	という、
0:41:32	津波分類になっているので、
0:41:37	あれですか包丁で前面からの越流は、
0:41:41	テンパの高さですか、入力津波に対して天端の高さ16.5にしておくことで、
0:41:47	流入を越越流を防止し、それを越えてくるところを、
0:41:54	CDFで出しているっていうことだと思うんですけど、それ以外の例えば、
0:42:00	ちゃんと入庫トンネルは検討中ってことなんですけど、
0:42:04	ほかのアクセスルートトンネルとか、
0:42:07	取放水量ですか。
0:42:09	これラーンの、
0:42:13	どのぐらいになれば入ってきて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:17	CDFでどう、
0:42:20	どうしてるのかっていう辺りはどういう考えなんでしょうか。
0:42:24	はい。北海道電力の鈴木でございます。恐れ入ります補足ありがとうございます。ここの開口部からの流入が例えば、津波のメートルになるかという考え方にもなるかと思うんですけれども、
0:42:36	現在考えてございますので、当間開口部からの流入というのを考えたとしても、それより低い条件として、例えば
0:42:46	16.5メートルの津波まで高くなれば、敷地内に水が5、入ってくるのは確実であろうと。これに対して、開口部から入ってくる水っていうのがプラントに影響し始めるのはさらに高い津波、
0:43:03	要素でして問題ないだろうと。そういう意味でプラントへの影響が起き始める下限値としては開口部ではなくて、津波の後、越流が先に起こるというものを確認するという観点で、
0:43:19	まずは16.5メートルというところに着眼をいたしまして、16.5メートルでは開口部からの末井水によってプラント設備が損傷しないと。
0:43:29	これを確認することができれば開口部からの影響っていうのは少なくとも16.5メートルより高い世界、ここがプラントへの影響ありなしの判断になるということで、
0:43:40	かつ流入量の観点ではおそらく、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、点線部の開口部の、からの水量というのよりも、
0:43:51	防潮庭園前面からの越流の方がはるかに越冬後、流入量としては大きいだろうと。
0:43:57	そういうところをかんがみまして、まずは16.5メートルで、開口部からの椅子がないことを確認することによって、津波のブランド影響を判断できる。
0:44:07	そのようにシナリオを設定してございます。
0:44:13	規制庁の天田です。わかりましたそうするとまとめ資料の25ページの図でいうと、確か衛藤、女川の場合は、
0:44:25	防潮で29メートルに対して、主砲水路側からの流入が
0:44:32	29メートルより、
0:44:34	29メートルを超えるのか、あ、ごめんなさい超えて、
0:44:41	あ、そうですね、超えて、
0:44:43	33.9までの、
0:44:46	頻度を抑えるために浸水防止駅を設けましたと。
0:44:51	ということなので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:54	泊の場合は、
0:44:56	あれですか、16.5メートル。
0:45:01	までは、
0:45:03	他の流入経路からは、
0:45:06	流入しないような設計を、
0:45:10	仕切りますというか、
0:45:12	運送しておいて、
0:45:14	あとは16.5メートルを超えるところは、
0:45:17	頻度で見て、
0:45:19	必要に応じ対策を考えると、そういうことでよろしいですか。
0:45:23	北海道電力の鈴木でございます。江藤。今ご指摘いただいた認識の通りでございます。
0:45:29	以上です。
0:45:31	わかりました。それで、そもそもこの津波PRAの
0:45:36	確認を早めにさせていただいてるのは、これ仮に先行プラントと同じように事故シーケンスとして、
0:45:46	抽出したされた場合の、
0:45:48	シーケンスの選定だとか、対策だとかっていうのにかなり
0:45:54	の審査、
0:45:56	長期化か。
0:45:57	するので、
0:46:00	これだけ審査が長期化してる。
0:46:03	このプラントの審査でさらなる審査の長期化っていう、
0:46:08	ことは、なるべく避けたいということで、
0:46:12	ハザードが決まってないんでどう、どのぐらい。
0:46:16	最終的に頻度になるのかっていうのは結果を見ないとわからないんですけども、
0:46:23	今のところいろいろ試解析とかあれですか頭の体操をやられていてということなんですけれども、
0:46:31	あれですかね。
0:46:34	もちろん、基準津波が固まったらと、当然それで、
0:46:39	頻度とか対策が必要かとかっていうのはだんだん見えてくるということなんですけれども、
0:46:46	その場合いろいろその優先順位というか、優先すべき。
0:46:53	考え方として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:56	何て言うんすかね幾つかあると思うんですけど、
0:47:01	今、今どういう、
0:47:04	何かその辺り、スケジュールは、最優先だとか、
0:47:09	或いは何ていうんすか、頻度を抑える。
0:47:13	ために対策を行う。
0:47:15	とか頭の体操で、いろいろ考えられてると思うんですけど、
0:47:20	何かそのあたり、あれですか。
0:47:22	方針というのは、
0:47:24	ございますか
0:47:27	全然、基準津波の
0:47:31	方で何ですか、波源の追加とかって話もあるので、
0:47:35	ちょっと
0:47:37	まさに今検討中だと思いますけど、
0:47:40	これ以上すくもうスケジュールは、
0:47:45	もうおくらせないために、
0:47:47	場合によっては
0:47:49	いろいろ他社でも、
0:47:51	例えば来基準地震動でも、
0:47:54	もうこのぐらいの地震動を自社で決めて、
0:47:56	それに対して耐震補強してみたいな考え方もないことはないと思うんですよね。
0:48:02	なのでその審査の長期化をこれ以上の長期化の観点、
0:48:07	ただ、
0:48:09	何かそのスケジュール重視をされているのか。
0:48:13	或いは、
0:48:16	結果を見た上でそこから、
0:48:19	そこから始めて対策を考えるのかとかちょっとその辺り、
0:48:23	何か補方針というか、お考えがあればお聞かせいただきたいんですけども。
0:48:38	はい。北海道電力の鈴木でございます。今回のPRAの結果によっては丸の内の実施後、事故シーケンス選定ですとか、設備対策の、これらに関わってくるっていうのは十分認識はしてございます。そのような中で今回のし評価の結果を受けますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:57	泊発電所の特徴としては16.5メートルの防潮てによって十分なリスク低減効果がえられているというふうにはまずは考えてございます。なので今回の大きさからいうと例えば3倍ぐらいの
0:49:10	ハザードが大きくなったとしても、まず膨張てで、マイナス7乗オーダーのA I D津波にはなると、そういうふうに考えてございますのと、
0:49:20	今回かなり保守的な条件でシナリオの検討をしてございます。というのも防潮底を越える津波が発生したら炉心損傷としていると。
0:49:31	そういうところを踏まえると、当間基本的には、このシンプルな評価結果とすることで後の浸水解析のケース等を減らすということを考えてございまして、
0:49:44	あと、紙の量でいけば、16.5メートルの申請解析の結果さえられれば、もうその時点ですぐに、後のシーケンス選定の結果には影響しないということをお示しできるような考え方になってございますので、
0:49:59	ある意味工程をなるべく後ろにおくらせないという観点でも、今回のような16.5メートルに着眼したシナリオの設定をすることによって、
0:50:11	なるべく審査の工程に影響しないような考え方をしたと、そういうふう
0:50:23	に今、させていただいたという形になってございます。
0:50:23	はい。規制庁の天田です。大体わかりましたが、
0:50:30	だからあれですかある程度ハザード側が大きく、3倍とおっしゃいましたけど、大きくなったとしても、一応今考えている16.5メートルで、
0:50:41	この10のマイナス7乗と、
0:50:43	いうところは何とか、
0:50:46	いろいろ評価の保守性もあるので、いけるのではないかと。そうすると、
0:50:53	最終的に結果を確認してもスケジュールに影響がないと。
0:50:57	いう状態になってるっていうのは、
0:51:00	わかりました。逆に言うと、ちょっと改めてそのPRAをとか、シーケンス選定を考えてる。
0:51:09	ところと、今日参加されてると思いますけどハザードが、
0:51:13	の方と、
0:51:15	或いは社の方針として、
0:51:17	御社、経営層も含めた、本件に対する
0:51:22	意識というか、
0:51:25	結構何ていうか、工程に与えるインパクト、リスクという観点で、
0:51:32	ちゃんと皆さんの認識して共有されてればいいと思うんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:37	何となく、
0:51:40	いろいろ検討されて、
0:51:43	十分なんですか、影響に与えるインパクトもあるので、
0:51:49	共有しながらやっていただいているのかなというふうには思いました。
0:51:54	ということでよろしいですか。
0:51:58	北海道電力の梶川です。今回のこの津波PRAの評価に関しましては、 実際どのような敷地内への影響があるかとかですね、あと設備に対する 影響をどういうふうに出てくる可能性があるかとか、
0:52:11	その辺は社内でも適宜共有しながらですね、方針の方を検討して参って ます。
0:52:17	ですので、今後、実際に数値が確定して、評価した結果何かしら対策が 必要だとなった際にもですね、そういった社内での連携というのは十分 にとれるものというふうに考えております。
0:52:34	わかりました。ちなみになんですけど、これ年年のための確認という か、
0:52:39	ちなみに、逆に言うと多分16.5メートルを超えるようなところはあん まり考えてないっていうことをだと思っただけですけども。
0:52:48	で、まず敷地前面からの越流が16.5メートルなので、
0:52:55	それを超え、さっきここへ来る場合どうするんだみたいな話ありまし たけど、それは具体的には今、
0:53:03	アイデアがないっていうか、そこ、それは考えてないとかそういう段 階になったらもうそこから検討がスタートするっていうことですか。
0:53:14	はい。北海道電力の鈴木でございます。今回シナリオの設定としては 16.5メートル、ここに着眼してございますが、例えばですね女川ワー2 号炉さんのまとめ資料の方確認してございますと、
0:53:30	補足説明資料として、今回の想定している津波を超えるような状況が起 きた場合に、今回PRA上では期待していないけれども、例えば、
0:53:43	扉がこう開いてルート貸しまでとか、その辺りの検討というのも実施し てございますので、窓マリーにおきまして、それと同様の、女川と同 じような補足説明資料を用いて、
0:53:55	16.5メートルを超える津波は仮に発生した場合についても、
0:54:00	実力としてこういうような対策が行えると、そういったものは書けるよ うに今検討は進めている段階でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:10	規制庁の天田です。今、今のそういう今保守性を積んでそういうの見込み、見込んでないんですけどそういうの見込んでいけば当然、数字は、
0:54:20	下がってきますよってという意味でおっしゃってるってことですよね。
0:54:26	はい。北海道電力の鈴木でございます。ちょっと具体的に数字というところまではまだ手元にはない状況なんですけども、例えば今現在考えている保守、保守性というのをもうちょっと具体化したところで、
0:54:39	何かこう、もう少し大きいハザードに対しても対策が打てないかと、そういう検討を現在している段階でございます。
0:54:50	規制庁の天田です。わかりました。私から最後なんですけど冒頭スケジュールの話、資料提出時期の話をしていただいたんですけど、
0:55:02	今の、
0:55:04	ハザードが確定する時期にもよると思うんですけど、今、地震PRAは7月で、津波PRA8月ということでしたけど、
0:55:12	別途、
0:55:16	スケジュールを示していただいているところで5、5月とか、
0:55:22	もうちょっと7月より前に資料提出していただくっていうスケジュールを示していただいているんですけど。
0:55:30	そちらは、こちら資料に反映されていないような気がするんですけど。
0:55:36	ちょっと改めて、ごめんなさい。12月。
0:55:39	から7月までの間で、
0:55:43	どういう状況なのか確認させていただきたいんですけど。
0:56:17	北海道電力の上川です。遠い。
0:56:21	今ご指摘された点はですね5月Ⅱに予定しているのが先週の地震PRAのヒアリングを受けまして、まずその概略評価結果についてはグループ4の方の
0:56:35	2月3月の期間で合わせて、シーケンス選定への影響というのをご説明する予定としてます。地震PRAの方としましては、ハザードが確定後に、最終評価結果として5月、
0:56:50	の断面で、改めてお示ししたいと、いうふうに考えてるような5月という予定をしております。津波のPRAに関しましては、やはり最終評価結果これを津波ハザードが確定後にですね先ほどの敷地内浸水解析、これを実施しまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:07	そのあと結果をまとめてお示しすると、というような流れになりますので、今のところはちょっと予定している、8月頃の予定になるかというふうに考えております。
0:57:24	規制庁野村ですつまり津波PRAの方はあれですか、
0:57:29	後、
0:57:30	5月ぐらいに何か、
0:57:32	動きがあるっていうことではなくて、次はもう8月まで何もないっていうことですか、もう。
0:57:39	はい。北海道電力の上川です。はい。津波PRAとしましても概略評価結果本日ご説明する内容としては、またグループ4の方に、シーケンス選定の資料に反映した形で、
0:57:52	ご説明をするんですけども、津波PRAの最終評価結果としては、やはり8月頃になるかなというふうに考えております。
0:58:02	はい。規制庁の天田ですわかりました。私から以上です。
0:58:15	規制庁の木本です。では比較表の方で確認していきますで私から、
0:58:24	2点だけなんですけど
0:58:28	説明はとりあえずもういいですよね気になるとちょっと聞かしていただきますんで。はい。取りまとめた資料の一番、1ページですね。
0:58:36	参照する学会標準の件なんですけど、これ地震の時にもお伝えはしてあるかとは思ふ。確認はしたんですけど、
0:58:48	ちょっとそのあと、
0:58:50	考えてたら、別に
0:58:54	差分を説明し切る。
0:59:00	或いは、なガードーってー。
0:59:03	何ていうんでしょう、2016を、
0:59:06	やろうと思えばやれた。
0:59:10	わけで何ていうんでしょう。別2、
0:59:14	2011をもって、小泊猛2011を持ってくるっていう発想だってあり得るかなあって思った思ったんですけど。
0:59:25	それは別にC社としての方針だと思うので別に私から何を言うってわけではないんですけど、2016を適用をしたい。
0:59:36	で考えるのであれば、3分をしっかりと説明をして、
0:59:40	妥当だっていうところは、説明が必要。
0:59:46	かとは思ふんですけどそこはどう考えていらっしゃるでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:52	はい。北海道での鈴木でございます。まず 2011 年と 2016 年の差分については実質的には東日本大震災の事件等反映という程度で、今回用いている津波 P R A のプロセス自体はこの取りまとめ資料に書いています通り同等で、
1:00:10	変わらないものと考えてございます。なので泊 3 号についても 2011 年の学会標準に準拠しているといえるというふうには考えてございますが、
1:00:20	まず再強化するにあたって最新のものを見たという形にしてございますので、ちょっと今ご指摘の部分についてはエンド社内で検討させていただきたいと思います。
1:00:33	規制庁アキモトでそれと、
1:00:35	あとは、
1:00:37	これもちょっと、ページ数はちょっとあれですけど 51 ページですね。
1:00:49	あのマスキング箇所の話になるのでちょっと一旦マイクを止めます。
1:06:48	規制庁アキモトですそれでは、今の確認できましたんで、比較表でそのほかにありますか。はい。
1:07:01	規制庁のです。
1:07:04	1 ページ比較表の 1 ページ、先ほど秋本も確認してたんですけども、
1:07:12	この 2016 を使う。
1:07:14	てるのって、
1:07:16	泊だけですか。
1:07:19	はい。北海道電力の鈴木でございます。ご認識の通りでございます。
1:07:25	規制庁の尾野です。承知いたしましたでこれっていうのは、あれなんですかねハザード側の評価で使ってるってことですか。
1:07:35	衛藤北海道電力の鈴木でございますけれども、全体通して再評価時点の最新の学会標準を参照したそういうステータスでございます。
1:07:50	規制庁の尾野です。
1:07:53	すいませんちょっと私もあまりこの詳しくなくて、わからないんですけども、
1:08:00	基準津波とか、基準、地震動はこれはあれか、関係あるのかな。でも津波 P R A だから、
1:08:08	そのハザード側の評価で、
1:08:12	学会標準といいますか、2016 年、
1:08:17	P R A の学会標準を使ってる。
1:08:20	それでも

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:22	プラント側の審査の中だけで使ってるものですか、
1:08:27	江藤、今野運天本店の方から補足いただけますでしょうか。
1:08:39	北海道電力の室田ですけど、すみません社内を書く。
1:08:43	んで確認なんですけど、こちらから補足というのは津波ハザードのことですか。
1:08:48	はい、鈴木ですけどもハザードの部分についてちょっと補足いただくことができますでしょうか。
1:08:55	津波ハザードでは、この学会標準を使っていない。
1:09:00	いいと思います。はい。以上です。
1:09:03	規制庁の尾上承知いたしましたありがとうございます。
1:09:07	ちょっともう1回繰り返しになっちゃうんですけども、
1:09:11	2016 っていうのをそうすると使うのは一応審査実績のない学会標準なのかなと私はちょっとか思ったんですけども。
1:09:20	この 2011 と 2016 って、
1:09:24	評価とかでこの学会標準を使ってるところの範囲では、2011 のものでも何何も変わらないってことですか。
1:09:33	北海道電力の鈴木でございます。
1:09:38	東日本大震災を踏まえたその地震のは、知見の反映とかが含まれておりますので、一方で今回の津波 P R A のシステム側の評価のプロセスといった面では、
1:09:54	当間 2011 分も 2016 も変わりがないものというふうに認識してございます。
1:10:01	規制庁の値承知いたしましたありがとうございます。
1:10:05	その 3.11 の地震の評価っていうのは、泊別に評価自体を使うわけじゃないのでそれはもう不要だから、
1:10:14	関係ないですってことですよ。
1:10:16	北海道電力の鈴木でございます。藤泊で想定している波源としても日本側のものになりますので、基本的には影響がないのかなと考えてございます。先ほど本店からも補足あった通りかと考えています。
1:10:30	規制庁の承知いたしましたありがとうございます。
1:10:34	あと、3 ページのところちょっと、
1:10:39	教えていただきたいんですけども先ほどの、
1:10:42	間接的な影響の 1 例として漂流物となる、備考のところ、可能性のある対象物の有無を確認しており実質的な相違はないって書いてあるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:53	女川はその漂流物以外のその間接的な影響を及ぼすかどうかの評価はしてないってことですかそれとも評価には入っているってことなんですか。何か文章だけ見ると、
1:11:05	と泊の方は、漂流物以外のやっけていて、評価上に何かこう相違があるように見えただけですけどそれは違うんですか。
1:11:23	はい。北海道電力の鈴木でございます。江藤プラントグラウンド結果について比較表の28ページに記載がございますので、そちら、ご覧いただけますでしょうか。
1:11:37	28ページには女川と泊の結果の比較がございますが、女川の方でもですねチェック項目の中にですね、いて、3列あるうちの一番右側、
1:11:50	間接的な被害の可能性はないかという表現がございますので実質的には見ていると。ただ本文では漂流物を特出しして書いているという、
1:12:00	所加藤は5、認識してございますので、ここ、例えば泊側も参照すると、評価のメッシュというか、
1:12:10	観点は、より細分化しているんですけども全体としても見ている関連、網羅的にこう表現した場合には同じになるかなというところで、実質的な相違はなしというふうに整理をしてございました。
1:12:24	規制庁の尾野です。どうもありがとうございます。最後なんですけれども、7ページ。
1:12:30	比較表の7ページの片括弧2で、
1:12:34	ちょっと教えていただきたいくて、
1:12:38	この引き波による水位低下ではってというのが、キャビテーションでポンプが、
1:12:44	機能喪失することによりって書いてあって今度これが押し波が発生した場合のと、
1:12:52	尊重するシナリオと同じであるって書いてあるんですけどもこれちょっと、引き波投資波で、
1:12:59	一緒っていうのがわからないんですけど引き波で何かこう、ポンプとかのポンプ軸がこう、引っ張られる力が出てくると、押し波で押される。
1:13:11	力が一緒っていうことなんですか、何が。
1:13:14	損傷するシナリオと同じなのかっていうのがわからなくてですねちょっと説明していただけないでしょうか。
1:13:21	はい。北海道電力の鈴木でございます。今のご指摘は引き波と押し波でどういった差があるかということかと認識してございますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:33	P R Aで見ている損傷モードとしては、引き波によってキャビテーションでポンプが機能喪失すると、押し波についてはそのポンプエリアに水が入ってくる、要は没水によってポンプが機能喪失すること。
1:13:50	になるかと思いますが、P R Aの損傷の観点ではその単体のポンプ、それ自体が機能があるかないかという観点で、炉心損傷頻度を出して参りますので、
1:14:01	実質的にキャビテーションで壊れるっていうものもあれば没水で壊れるというモードはあるけれども、モデル上はその海水ポンプが機能喪失、これがインプットとなってございますので、
1:14:12	そういう観点ではその後の事象進展原子炉補機冷却機能喪失が発生するというシナリオ上は変わらないものと、そういうふうに認識してございます。
1:14:21	規制庁大野です。理解できましたどうもありがとうございます私からは以上です。
1:14:33	規制庁のあれですけどもパワーポイントの方の、
1:14:37	13 ページ g。
1:14:42	うん事故シーケンスの評価結果が出てるんですけど、
1:14:47	ここで
1:14:48	左側の
1:14:50	津波高さでその横に津波発生頻度パー炉年と書いてるんですけど、
1:14:56	2.9 掛け 10 のマイナス 7 乗っていうのはその
1:14:59	津波高さ 16.5 メートルになる
1:15:04	何ていうか年超過確率っていうか
1:15:07	この表し方がパー炉年ってか、発生頻度でパー炉年っていう、この
1:15:13	話し方でいいんですかね。
1:15:22	北海道電力の鈴木でございます。今ご指摘のところ津波発生頻度の単位としてパー炉年とを表示しているところ、これ申し訳ございませんがこちらの動きでございました。申し訳ございません。
1:15:35	まとめ資料側につきましては比較表で言うと 41 ページ。
1:15:41	チラー 2 相当スルーですけども、こちらはですね、津波発生頻度はパー一年、炉心損傷頻度はパー炉年、このように使い分けている。これが正となってございますので、こちらと整合するようにパワーポイントの資料も修正させていただきたいと思っております。
1:15:58	パワーポイントの 8 ページのところですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:04	ここに書いてるのが、その下の方の下、破線の括弧で囲んでる、二つ目の矢、矢羽根のところに、
1:16:13	その防潮で前面における津波水位、TP+16.5メートルの
1:16:18	年超過確率 2.9×10^{-7} って書かれてるんで、ちょっと聞いてみたんですけど、これがその津波発生頻度。
1:16:28	津波高さを書いているから、
1:16:30	それでいいんだってというそういう解釈ですか。
1:16:33	はい。北海道電力の鈴木でございます。何年浄化確率という表現をすると1年当たりの確率なので無次元数としてこのように表記をしていますが、
1:16:44	これがすなわち、津波発生頻度、
1:16:48	にもイコールというところで、と読みかえて2.9ヶ月のマイナス7乗パー一年となるというふうに考えてございまして、それが結局そのまま、
1:16:59	条件付炉心損傷頻度1.0で炉心損傷に至ることになりますので、全く同じ値が、2.9掛け10のマイナス7乗パー炉年という形で、炉心損傷頻度になると。
1:17:11	そういう関係性かと、認識しては、規制庁長江ですけど、同じ資料にね、
1:17:19	単位単位というか
1:17:21	何ていうんすかね。同じ数字が何ていうか、違うか、形っていう見え方で示されてるんで、その
1:17:30	何ていうんすかね統一をとるなり
1:17:34	書き方を統一しないといけないんじゃないかっていうことでちょっと聞いたんですけども。
1:17:42	電力の鈴木でございます。年超過確率と津波発生頻度と炉心損傷頻度それぞれ定義しているものがございましてこれらの関係性について紐づけがうまく説明できていないので、その辺りちょっと確認して検討させていただきます。
1:17:58	長井です。お願いします。それともう一つ
1:18:02	基本的な質問なんですけど、その津波発生頻度って書かれて津波のもとと金融を考えると、
1:18:12	やっぱり大大きな地震、大規模の地震が起こって、それがその前半で、従属的に起こるって考えるのが蓋然性が高いと思うんですけど、
1:18:22	そんな時にその

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:24	地震の年超過確率ってやっぱり、出さ肌で出てくると思うんですけど大ききの、それとその、
1:18:32	何て言うんすかね津波2の、何て言い今野だとTP16.5の、
1:18:39	なんていうか、関連というか、その、要は、
1:18:44	地震で、地震PRAで出てものの、
1:18:49	何ていうんすかねどっちが強いのかわかんないですけど、ある地震PRAでだ。
1:18:56	その間関連ですね、随伴で津波が起こったとしたら割と低いもって地震で想定してるよりも低い、うん中の地震で
1:19:07	16.5起こるとか、その逆があるかもしれないですけど、そういうそういう関連ってのはあるんでしょうか。
1:19:13	はい。北海道電力の小林です。今ご指摘いただいた件なんですけれども、電力中央研究所で地震と津波の重畳に関する研究を、
1:19:24	してましてちょっとその辺については、まだ確定したものはないんですけどおっしゃる通り波源と、その震源というのが、それぞれあって、当然、地震を起こすものと、
1:19:37	津波を起こすものそれが共通のものもあれば、一方地震を起こすけれども津波発生しないとか、そういった整理も含めて今後、重畳のハザードを作っていくと。
1:19:47	というのが今現在、知見を研究段階でございます。
1:19:52	じゃない。これはもう、地震のハザードの持続的なものってのは、基本的に関係ないっていうそういう整理で、小林先生、現在の評価はそこは分けて、評価しております。
1:20:05	まずわかりましたありがとうございます。
1:20:14	規制庁藤間です。今のちょっと質問を私もなんかちょっとこれ見ててちょっと気になっての、
1:20:20	今基準津波とか何か日本海島縁部とかで、出てきてそれによる要は揺れがどんだけなのかS _s 以下だろうと思うんですけど、一方、基準津波を決めるときも、
1:20:32	もしかしたらより日本海東部じゃない近場の地震があった時にそこから津波が来るとかそういった中よりは、基準津波による地震と、
1:20:42	もしくはその基準地震動による津波とか、まだ今どっちがどっちの関係かとかもよくわからないんで、なんかそこら辺って、実際今、研究とか以前に何か今ある資料から、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:53	何かこう関係性って出ないのかなあとちょっと何となくちょっと今、思いがありましたその辺って何かまたそれっていうのは今、
1:20:59	何か北電の方で何か今考えたりとかしてますかね。要は従前からこうやってたからこうなんだ。いやそれがいいのは何か、もしかしたら何か規格基準があるからかもしんないすけど。
1:21:10	そもそも論としての話として、どうですかね。
1:21:16	はい。北海道電力の鈴木でございます。今地震とも兼ね合いを考慮したどういった波源とかを考慮しているかという点になるかと思いますがそのあたりは津波のハザード評価の中でカーブの中にいろいろな基準津波等で、
1:21:35	想定してる波源を重ね合わせて評価していますので、その中で内訳としては出てくる、説明があるものその辺りは補足説明資料として今後つけていくこととなりますので、その中で読める形になるかと考えてございます。
1:21:51	規制庁城です。わかりました。はい。
1:21:54	次へと私の方からちょっとこのまとめ資料の比較、Cの補足の方ですかね、補足3-2-2-Dの中の1ページで、
1:22:05	津波による敷地浸水解析についてっていうものですねこれさっきパワポのところで話をお聞きしたやつになりまして、ここの比較表の補足3-2-2-D-1-1ですね。
1:22:19	ここの1ポツの2パラ、1番目では、基準津波に対してはこういう棒をします。2パラ目で、上記の浸水対策によって浸漬はなくなるけども、
1:22:34	この2行目、津波の高さに応じ防水液が機能喪失することを想定してください。私この文章を見てすごい何か勘違いしました。いや、
1:22:43	ある高さを超えたら、もう防水機が一瞬でなくなってしまうと。
1:22:48	いうちょっと感じがします。今の今日の説明聞くと、防水劇は機能は喪失しないけど、越流しますよと、そういう古藤ですかね。出したら、もうちょっと文章って何か、
1:22:59	考えた方がいいんじゃないですかとちょっと思いましたが、いかがですか。
1:23:03	はい。北海道電力の鈴木でございます。確かにご指摘の通りですねここ文章をそのまま読みますと防水劇が機能喪失することを想定本当に壁が壊れるような、
1:23:15	印象を持つような記載となっていてございます。ちょっともうここもですね先行の審査実績を踏まえて記載していたところではございますが、今の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ところ、当間、具体的には防水液位をちょっと触れてとかっていう意味合いで機能総数と表現してございましたので、
1:23:31	ちょっとその辺りがわかるような記載について検討させていただきたいと思います。はい。規制庁藤尾です。わかりました。松波さん次のページを見ていただくとですね、
1:23:41	2ページですね、その2ポツのところでも、ちょっとこれも私の勘違いになったんですが3行目、PP16、津波によって、
1:23:52	水路法制度の開口部TP10メーターより津波が流入する。
1:23:57	うん。これはちょっと私勘違いしたんと言え、これもまだドイツに越流するとか一応そういった全体的にちょっと中身を見て条件はどう、どうなるかというのはもう1回精査をいただけるようお願いいたしますよろしいですか。
1:24:11	はい。北海道電力の鈴木でございます。ただいまのご指摘、承知いたしました。ちょっとまだニューコウトンネルがわーの条件とかがちょっと反映できていない状態ではございますのでそこと併せまして、進入経路としてどのようなことを考えているか、もう少し記載の事実を検討させていただきたいと思います。
1:24:30	以上です。
1:24:37	規制庁から出たそのちょっと記載が契機になったんで、本文の比較表の52ページをお願いします。
1:24:46	ここフローチャートがあって一番最後泊大井と一緒になんですけど、PWDの対象ってというのがあって、
1:24:55	もしこれ抜粋の資料なんでどっかで読みかえてるならいいですけど、そうでなければ普通に書いた方がいいと思います。
1:25:05	はい。北海道電力の鈴木でございます。ご指摘の通りちょっとどこで読み返しているか現時点で把握してございませんのでそこを確認して必要によって種々修正させていただきます。
1:25:17	以上です。
1:25:23	他ありますか。
1:25:36	規制庁の天田です。すいません
1:25:38	さっき
1:25:41	16.5メートルのちょっと話を確認させていただいたんですけど、
1:25:47	これ、あれですか、
1:25:51	設定根拠っていうか、
1:25:54	今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:56	あれですか旧防潮撤去して、新たにセメント改良どの方調停を設定しますということでハザードが、
1:26:05	新さあと同時並行で設計を検討されてると思うんですけど、
1:26:12	ところのあれかな、10%アップの
1:26:19	この11ページですか。
1:26:21	この入庫トンネルとかアクセスルートトンネルに関して、
1:26:26	確か11月1日の審査会合でも、
1:26:30	こちらから、
1:26:32	指摘をさしていただけてますけど江藤裕度の考え方ですね。
1:26:39	ちゃんと入行トンネルとアクセスルート等の坑口高さの裕度の考え方について、
1:26:47	不確かさだとか先行サイトの審査実績に加えて、
1:26:51	津波PRAの炉心損傷頻度も、
1:26:55	ちゃんと考えた上で今後説明してくださいという話をさせていただけてますと。
1:27:01	で、それはだから小口高さだけじゃなくて、
1:27:06	この16.5メートルも関係して先ほどちょっと
1:27:11	極端な例示出しましたけど、これがある程度、
1:27:16	かなり余裕があればですね、16.5はかなり余裕があれば、
1:27:20	それだけ
1:27:23	それを超えるのかどうかっていうところの確認が、ある程度、
1:27:29	速やかに行きますと、一方でぎりぎりであれば、
1:27:33	有効トンネルもそうですし膨張てもそうだと思うんですけど、
1:27:37	そこに対する妥当性の確認、審査に時間が当然かかりますねと。
1:27:43	ということなので、
1:27:46	しかもこれは女川29メートルですけど、
1:27:50	まともりは、0.5メートル単位では、わざわざ設定してますと。
1:27:56	ということなんですけどこれそもそも16.5ってど、
1:28:00	どういう、どういう考え方で設定されてるんですか。
1:28:05	はい。北海道電力の鈴木でございます。この16.5メーターの設定の根拠ですけれども、まだ確定ではないのかもしれませんが防潮底の天端高さ、16.5メーター、現在お示ししている数値、これを超えれば敷地内に水が入ってくると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:24	これを覚えなければ敷地内には水が入ってこない、その膨張での設計を根拠に制定させた設置となっております。先ほどの示達入行トンネル側の流入についてはこちらの現在基準津波側でも、
1:28:40	そちらから入ってこないことの確認の評価、進めてございますので、今回のPRAの評価等含めて適切な設計をまた確認して進めてくものと認識してございます。
1:28:55	規制庁の天野です。ちょっと質問、質問の趣旨は、今16.5で設計進めて、
1:29:04	決まっていますという話じゃなくて、
1:29:07	作り直すんだから当然、その天端高さも含めて、設計の考え方がまずあるんですよと。
1:29:14	ということで、ちょっと極端な、
1:29:17	入稿ルートトンネルだと、工学的にですね、相当余裕があれば、
1:29:23	詳細な評価は、
1:29:26	そのぎりぎりはねけてもいいんだけど、これが
1:29:32	数メートルとか数十センチとかだったらぎりぎりやんなきゃいけないわけですよ。
1:29:36	そういう意味で、
1:29:38	これが例えば、
1:29:43	16.5がもうちょっと高い数字じゃなくて16.5に設定した。
1:29:48	経緯なり根拠があると思うんですけども、
1:29:51	そのあたり審査の長期化の観点とあわせて、よくよくそこは検討、社内でも検討されてると思うんですけど、
1:30:00	ちょっと審査会合の指摘に関連するので、
1:30:04	ちょっとコメントさせていただきましたけど、
1:30:08	ちなみに16.5の設定根拠っていうのは、何かご存知の方であれば、すみません、北海道電力の石川ですけれども今、天野調査官おっしゃってるのは、
1:30:18	PRAの設定値云々っていう以前に、包丁での新しい防潮での天端高さの設定はそもそもどういう考え方で置いてるんですかっていうそういうご質問なんですね。
1:30:32	すみません。これちょっと本店の方で、今答えられる方、
1:30:36	お願いします。
1:30:39	はい。本店の高橋です。今膨張での天端高さ16.5メートルに関しましては、11月1日の審査会合でもご指摘いただいている通り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:53	ある津波の解析結果を踏まえて、それに裕度を考えて、16.5メートルという設定をさせていただきます。
1:31:04	ただ、今基準津波等を、の数値も変わってきてますので、今一度しっかり先行プラントの裕度も含めてですね、
1:31:16	説明できるように準備を進めているところでございます。また茶津の入稿トンネルについても、五条川で説明する時には、
1:31:28	ご指摘の通り融度を設定した上で、ご説明をしていく、粒度を設定し、
1:31:36	以上です。
1:31:42	規制庁の天田です。すいませんちょっと私が認識してないだけかもしれませんが、今、今、答えは、
1:31:49	入校トンネルとかアクセスルートトンネルの坑口高さの裕度の考え方に加えて、あれですか。防潮ての天端高さ16.5メートル。
1:32:00	についても、
1:32:04	今の審査状況を踏まえて検討を、
1:32:08	されていて、
1:32:10	今後変わり得る可能性があるっていうふうにちょっと聞こえたんですけど
1:32:15	11月1日の
1:32:17	時には直接の16.5メートルの余裕のっていう話は、
1:32:26	それが
1:32:28	だっていうことで、
1:32:31	北海道電力の高橋です。説明がまずくて変更するかのようにちょっと聞こえたかもしれませんが、
1:32:41	今もともと考えていた数値、ございますけれども、そこを踏まえて最新の基準津波の結果を踏まえて、
1:32:52	裕度をきちんと確認した上で、今の16.5メートルで収まるというようなことを説明する。
1:33:03	というふうに考えております。
1:33:06	同じように、その防潮庭で考える誘導といったものは、茶津の入稿トンネル側で説明する時においても、
1:33:17	同じような考え方を裕度を持って、津波の遡上についてどうかということの説明すると。
1:33:25	そういった
1:33:26	ことを考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:29	はい。規制庁の天野ですわかりました。ちなみに16.5っていうのはあれですか、旧防潮ての天端高さと同じということでしょうか。
1:33:40	北海道電力の高橋です前、旧調停のテーマと、
1:33:47	旧同じ高さでございます。
1:33:52	はい。規制庁の浜ですわかりました。以上です。
1:34:07	規制庁のです。それでは最後に衛藤。
1:34:11	すいませんその前に、宮本さん何かありますか。大丈夫ですか。
1:34:18	大丈夫です。
1:34:21	はい、規制庁のです。それでは北海道電力さんの方から何かございませうでしょうか。
1:34:30	本店の方から何かありますでしょうか。
1:34:34	本店の方からは特にございませぬ。
1:34:37	はい。では北海道電力の方からも特にございませぬ。
1:34:40	はい。それではヒアリングを終了したいと思います。
1:34:44	少々お待ちください。
1:34:54	と、
1:35:02	はいそれでは衛藤。
1:35:04	ヒアリングを終了したいと思います一旦休憩を挟んで次のヒアリングは10分後から開始したいと思います。ありがとうございました。
1:35:15	規制庁のですそれではヒアリングを再開します。ヒアリングについては想定事故のヒアリングになりますので、説明よろしくお願ひします。
1:35:27	はい。北海道電力の青木です。それでは午前に引き続き想定事故2の説明をさせていただきます。
1:35:34	まず初めに、その他のタブに入っておりますこの作成状況整理表1枚ものですけれども、こちらお願ひします。
1:35:48	はい。こちらですが泊は、一部タイトルを見なおした関係で黄色任しておりますが中身は特段変更しておりませぬ。比較表のところですね、他の添付書同様ですけれども、バツから0ということで、
1:36:01	比較表についても添付資料を作成しております。
1:36:05	はい。こちら説明は以上です。
1:36:07	続きまして、想定事故2の比較表ですけれども、
1:36:12	1ページめくっていただきまして比較結果等を取りまとめた資料。
1:36:17	をお願ひします。
1:36:20	こちらの想定事故1と同様ですが1ヶ所違うところとして、1-2のbポツのところですね、女川2号のまとめ資料と比較した結果、変更したも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のということで、想定事故2の想定として使用済み燃料ピット冷却系配管の破断を選定した。
1:36:36	検討資料をお願いなって、追加しております。
1:36:41	その他ですけれども想定事故2、初期の水位が、
1:36:47	午前中ありました通り出口配管下端からスタートするというだけで基本的想定事故1と同様ですので説明は割愛させていただきます。以上です。
1:37:01	規制庁秋本ですそれでは、質問、コメントの事実確認に行きたいと思えます。
1:37:09	特段、これはそんなにないんですけど、想定事故2は、
1:37:16	等、
1:37:27	19ページで、
1:37:34	これってあれですか。なお、
1:37:38	4行目ってこれまず、
1:37:40	単純に工期なのかなと思ったんですけど後切っていいですか、想定事故1の対応が重畳する。
1:37:48	曾我大木です申し訳ございません。市の方から持ってきた関係もありまして間違っておりますそれで事故には間違いはございません。はい。規制庁秋本ですここは悩みませんでした別に。はい。
1:37:59	そんで、
1:38:01	すけど、あまりちょっと笑ってられないので、はいよろしく願いしますと。
1:38:07	で、
1:38:08	音響、
1:38:10	この最低でも半日以上が、
1:38:14	ここでまたあれですか、想定事故2の時、わあ、その前提が若干変わる。
1:38:22	若干使われるんですけど、半日は、
1:38:26	持つってというのは、何かどっかに、
1:38:29	補足とかってあるんでしょうか。
1:38:31	はい。青木です。
1:38:33	想定事故1と同様の記載をしておりますが想定事故2の方が初期水位が低い分時間が厳しくなっておりましてこちらが想定事故2が確か14時間、想定事故1が16時間、両方ともともに半日以上といえるということで同じ記載とさせていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:48	運転中の評価ですので、添付書の方に数字を記載しております。
1:39:26	青木です。添付資料 7.3. 1.2。
1:39:31	の比較表ですけども、25 ページ。
1:39:36	からが想定事故 2 の運転中の評価になりまして、その次ページ、26 ページの上に、評価結果ということで、水温 100 までの時間約 14 時間と。
1:39:46	いうことになっております。先ほど午前中も想定事故 1 の時間、
1:39:50	質問いただきましたこの資料でいきますと、24 ページですね、24 ページの一番下に約 16 時間、3、(2) 評価結果ですけども、
1:40:01	約 16 時間ということで 14 と 16 のともに満足する半日以上という記載としております。
1:40:13	規制庁秋本です。わかりましたすみません今の、
1:40:18	ページなんですけど、あれですか、ちょっと多い。
1:40:24	と。
1:40:25	倉部。
1:40:27	一瞬比べたら、
1:40:28	全然何か時間が、
1:40:30	違うなって思う思ったんですけど、別にこれもあれですか評価の方法は変わって、同じで、
1:40:39	ただ単にその泊にするとこうなっちゃうってということで、そういう、そう理解しちゃっていいんですか。
1:40:47	はい。青木です。想定事項、
1:40:51	2 でいきますと 25 ページお願いします。今の資料ですね。
1:40:55	①のところは冷却機能停止から沸騰までの時間ですけどピットの水量ということで伊賀さん 1737 立米に対して泊を 630 立米というで 3 倍違います。
1:41:05	一方熱負荷、崩壊熱としては 3.6、大飯が 3.6 メガワット泊が 3.4 メガワットということで、崩壊熱は変わらないんですけど水量がやはり 3 倍違いますので、
1:41:17	ここで大きな差が生じていると、いうことになります。
1:41:21	規制庁アキモトですすみません、これ、これは、
1:41:25	B、そこそこだからビッドD評価なんですね。わかりました。
1:41:33	なるほど。これはだから、
1:41:38	単純にその水量は設計思想、設計思想っていうか、
1:41:45	どこまで余裕を見るか。
1:41:47	どこまで入れたいかの関係ですと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:03	OKですけど大井もですね同様に片ピックのみで温度上昇するという評価ですので同じ。
1:42:09	はい。同じ評価と。
1:43:29	規制庁秋元です。それでは、あとですね私の方から添付資料の、想定事故2の資料の添付資料7.3.2.一井の
1:43:41	添付資料です。
1:43:44	2.1サイフォン現象等についてで、1、
1:43:49	2、3ページのところで、
1:43:51	書いてるところ、
1:43:54	あるじゃないですか。サイホンブレイカーの保守点検なんですけど、
1:44:03	定期的に1回程度、
1:44:06	何かあれですか、1週間に多いときもあるからとか、
1:44:12	何ですか、決められてるのっていうのはいい所、1回、1週間に1回程度っていう書き方になってるんですか。
1:44:24	北海道電力芝田です。
1:44:28	容量等を確認させていただきたいと思います白井。
1:44:34	危機1課だから、
1:44:38	ちょっと確認させていただいて要領との整合を確認させていただきたいと思います。
1:44:43	規制庁秋本です何か別に。
1:44:47	これって補足ではあるし、
1:44:52	いいのかもしれないですけど、何か別に大井と同じ書き方でも別に違和感ないかなとは思いつつ、程度を入れたい。
1:45:00	どうしても入れたい感じなのか、ちょっとそこがよくわからなかったので、確認していただいて、何か理由があれば、理由を。
1:45:10	ご説明ください。
1:45:13	はい。青木ちょっと補足しますとこちらの資料大井にはついてなかった資料でして、と、
1:45:19	はい。伊方2が同様の資料がありますので、今回型に合わせる形で修正しました。ただ黄色マーカー10通り
1:45:27	前全般的に伊方に合わせたを修正したんですけども、内容同等だった関係もありまして、もともと週1回程度という記載だったのでそのまま残したという経緯なんですけども何かしら根拠を持ってこの記載してますのでもともと改めて確認させていただきます。
1:46:31	規制庁秋本です。その他いかがでしょうか。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:42	お願いですけどちょっと単純な質問なんですけど、燃料ピットとBの電力ピットとこう分けられてるんですけど、
1:46:53	BWRってそんな分け方せずの一つに、大きく一つにしてるんですけど、何かその理由があるんでしょうか。
1:47:07	はい、青木です。
1:47:12	そうですね。
1:47:21	企業ですね。はいPWRでもですねピットの構造様々でして一つのピットしかないプラントもあります。それだけ考えてた当社のI Iピットエピペンしてると思います。確認させていただきたいと思います。
1:47:38	ごめんなさい別に小沼いいとか悪いとかってそういう話じゃなくて、
1:47:43	今の審査とは直接関係ない設計の考え方を聞いたかったってことなんで、
1:48:21	規制庁駄目ですけどそういうだと、補助給水の流量も少ないですよ。
1:48:28	それとあと、TRM高いんで、その辺の話もやっぱり泊の固有性じゃないかと思うんですよ。
1:48:35	だからその辺も何か
1:48:38	何て言うんすかね。その設計の考え方であったり、少しやっぱり他社と違って、何かその時間の制約のところに出てきたり、
1:48:48	この前はそのケースで出てきたんですけど、ちょっとその辺もやっぱり我々も
1:48:54	少しもう設計日、設計の話をちょっと確認して、理解したいんでちょっと補足の
1:49:01	追加をお願いしたいんですけど。
1:49:03	いかがですか。
1:49:05	はい。青木です。
1:49:07	端的に言いますと正直申し上げますやはり3とか3号機経済性を重視しましてTr高くしてね電気出力を取ると、あとピットもできるだけ小さくして、コストを下げるっていうところで、
1:49:20	ではありますけど当然安全性を確認した上で、基準規則を満足する形で設計をしておりますけども確におっしゃる通り他のすぎるプラントに比べても、特徴的なところありますので、
1:49:31	現在、6ポツの基本的考え方というところで、ともに3号機の特徴を今まとめておりますけどそこにピットの話も追記する形で、ちょっと整理したいと思います。
1:49:43	院長の原です。どうぞよろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:22	規制庁アキモトでそれでは想定事項2は以上ですので次のヒアリングに入りたいと思いますと5分休憩して4、5分休憩をします。
1:50:35	はい。お疲れ様でした。はい。
1:52:38	規制庁秋本ですそれでは続いて
1:52:43	54条と、1.11の説明になりますというか、まずは54条からということで事業者から説明をお願いします。
1:52:55	はい。北海道電力の大内谷でございます。54条ですけども、前回10月の6日にヒアリングやらしていただいて、
1:53:08	2回目となっておりますので資料2-2-3に、当然かいいヒアリングにおける確認事項の回答がございます。
1:53:18	まず10月6日時点ということで、グループ2として8月下旬に出していただいた状態の資料で、ヒアリングをさせていただいて、
1:53:30	たので、ちょっと全般的なコメントみたいのをいただいている状況でございます。まず1番目。
1:53:39	ステイタス整理表にて泊と女川で同等のものがあるとしている資料についても、資料の海のみでなくそのレベル感まで、
1:53:50	あんた判断であるかを再確認すること、確認したエビデンスとして比較表を示す方法もあると思うので検討することと。
1:53:56	いうことを、に対しましてもう最近
1:54:01	後ろの方の比較表の、なんでしたっけ、作成状況整理表みたいなので、お示ししてまず通り広く比較表を作成してお示しすることといたしますと、
1:54:11	いう全般的な回答を、ただ設備が大きく違ったりする場合は多いとの比較になる場合もありますというところはご理解いただきたいと思ってございます。
1:54:21	はい。で、2番目。
1:54:23	こちら、適合方針において、要求事項を達成するSA系統の仕様を明示し、正系統を構成する設備を列記する構文を維持した記載ぶりということで、例えば、
1:54:37	なんでしょう。何とかのために、原子炉隔離時冷却系を使用する原子炉隔離時冷却系は何とかと何とかで構成し、みたいなスタイルで書かれている。
1:54:50	おりますのでその構文を参照して、比較表にも並べて、今見直してきました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:01	他の条文も含め今、そういうふうに見直しているという状況でございます。ですので 54 も
1:55:08	前回からはかなり黄色で変わってたりとしてございます。はい。3 番目。
1:55:14	監視カメラの試験検査として構成を設定した理由について今後説明のことということで、こちら、比較表とかで女川が更正って書いてなかったのに対して泊若生清って書いてある理由ですけども、
1:55:30	女川はかしこカメラであるのに対して泊は主要赤外線のカメラですと、構成をしますということ
1:55:42	聞き物物の管理側にも確認いたしました。ですので校正を実施するというのも書いていて、それは大井とほぼ同じということになります。
1:55:55	はい。で、4 番目。
1:55:57	女川で記載しているサイフォンブレイカーと同等の情報量に見直した系統図に修正することということでこの後比較表で見させていただきますけれども、
1:56:08	す済み燃料ピット周りの冷却系も変えて、サイフォンブレイカーも描くような形に見直してございます。後で比較表の方で見させていただく、ご紹介いたします。
1:56:20	本誌 2-2-3 は以上で、比較表言ってよろしいでしょうか。はい。
1:56:28	はい。それでは 54 条の比較表に参ります。
1:56:33	ちょっとす。
1:56:39	後、動きとかもございましてそれも併せてご紹介します。まず取りまとめた資料の 1 ページ目。
1:56:47	黄色で、女川等合わせましたっていうことを入れました。1-2 の b ポツ、
1:56:58	一番最後のポツですね、5 個目のポツですけども設計基準拡張の分類を設定したってということで、設定はしましたが、本 54 条においては設計基準拡張として、
1:57:12	何だろう。
1:57:15	追加。
1:57:17	そのつくするものがありませんでしたので、このポツ自体、ごめんなさい不要でございましたので、
1:57:23	ここは消します 45 とか 46 は、
1:57:28	こういうことをしたんですけど、
1:57:30	はい。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:31	はい。
1:57:33	はい。
1:57:34	そうですねそういうふうにすることにしたけれども本庄においては みたいなことに。はい。
1:57:41	はい。
1:57:43	はい、承知しました。
1:57:45	はい。
1:57:46	はい。
1:57:49	はい。
1:57:52	はい。
1:57:53	取りまとめた資料はそんなところでは。
1:57:59	で比較表の本体に入って参ります。
1:58:04	すいませんここでちょっとページ数の動き 54-2 ページ目、
1:58:12	女川の並びに合わせて、
1:58:16	文章書けましたので大井の日掲載を再掲したりしています。後ろのペー ジを、前のページに持ってきたりしていますがこの 54-5。
1:58:25	54-6 が正しいです。
1:58:28	54-7 を再掲したのは 54-8 が正しいですすみませんこれあの比嘉家を 作っている中で、
1:58:35	この 54-3 ページにちょっとずれ込んでしまった関係で 1 ページずれた ものの反映ができておりませんでした。次のページの 54 条のは、54-8 を再掲って言ったものも 50-9 が、
1:58:47	正しかったです。修正させていただきます。
1:58:49	はい。
1:58:51	その他でいきますと、記載に関しては使用済み燃料ピット冷却とかです ので大分 BWR 等も似ておりますので、
1:59:04	ほぼ記載は女川さんの記載を踏襲する形にはしてございますけれども、
1:59:12	特に
1:59:14	ご説明するべきところとしては、
1:59:19	また、ごめんなさい、ページ番号誤記 54-9 ページ目。
1:59:26	54-2 に再掲しましたって左上に書いてあるのは、この箇所は 54-3 ページ。
1:59:33	が、再掲箇所でございます。はい。
1:59:38	ちょっと大分飛びますけれども、
1:59:44	ですねえ、あれ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:51	はい。
1:59:53	54-29 ページ目。
1:59:56	こちらの一番上、
1:59:59	に記載してある部分が、
2:00:02	確認事項ナンバー3、使用済み燃料ピットカメラの構成の話を記載しています。
2:00:10	Dです。記載の書きぶり、構成するっていう時の書きぶりは大井伊井よりも、伊方と似ていまして、基本この形で他の計器関係はこういう書き方で、
2:00:24	整合とるようにしてございます。はい。
2:00:28	そして、すみませんまた動きとつぽいところがございまして、50、まずですね、54の、
2:00:38	34 ページをちょっと見ていただきたいんですが、
2:00:43	はい。
2:00:44	泊の(6) 使用済み燃料ピット可搬型エリアモニター。
2:00:50	この右側に使用済み燃料ピット監視カメラ空冷装置を含むというものを書き込んでしまったんですが、これカメラ空冷装置、
2:01:00	を含むを入れる場所すみません、間違えてございます。これを入れるべきは54-31 ページの
2:01:09	(3) 使用済み燃料ピット監視カメラのところに入れるべきでした。
2:01:16	先行例、ちょっと今貼ってございせんけれども伊方だけはったんですけれども、
2:01:22	監視カメラ空冷装置を含むっていうふうには書いてるのは、
2:01:28	女川さんはかしこカメラで監視亀、空冷装置みたいのはいらんって言うてるから書いてないんですが、
2:01:35	柏崎とか東海でしたかは、赤外線カメラで来れ措置持ってます。その場合は、カメラの後ろに括弧
2:01:44	の空冷装置を含むって書いてございましたので、それに合わせようと思って、すみません入れる場所を間違えてございますすみません。
2:01:52	はい。
2:01:56	そして、
2:01:59	この系統図に行きますが、54-36 ページ目。
2:02:04	もっとぴつととか、単純に書いてた系統図でありました大井と似たレベルの系統図でありましたけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:15	その冷却、使用済み燃料ピットポンプとか、そっちの冷却器とかを書いた上で、サイフォンブレイカーを書いています。
2:02:27	資料済み燃料ピット冷却器からピットに刺さっているところで、
2:02:31	ちょっと水の中にサイフォンブレイカーがあるような、今、書き方にはなっておりますけれども、
2:02:38	まずサイフォンブレイカー、なかなかこう壁の中に書くのが、示しにくかったものでこういう書き方になってますけれども、本文にもサイフォンブレイカー登場しますので、
2:02:48	これは見えるように、或いは、
2:02:52	そうですねもともと水源海水しか書いてなかったはずですが、
2:02:58	自主対策設備である淡水も、書くようにしてございますそこは大井も書いているので、そういうふうに見直しました。
2:03:07	はい。
2:03:08	藤氏、
2:03:11	修正箇所は女川の参照したことによって黄色いっぱいありますけれども、特にご説明したい点は以上になります。はい。
2:03:22	はい。
2:03:25	規制庁秋本ですそれでは、質問コメントに入りたいと思います。まずはあれですね回答一覧表なんですけど、これはこれで理解しました。あとは水平展開っていう観点で、今4番目とか、
2:03:45	系統図とか情報量、合わせてね何ていうんでしょう。情報量を同じ程度にしてくださいっていうのは、何かこの前も
2:03:56	てご希望とみたいなのもあったんで、ここの水平展開は、これ10月ですよ、10月に言っているから、
2:04:03	チェックできるはずだったと思うので、
2:04:08	水平展開もよろしくお願ひしますっていうところですね。はい。展開図りますって書いていただいているので、チェックしていただいけるものだと理解しました。はい。で、
2:04:20	比較表入りますと比較表で54の19ページで、
2:04:28	これはちょっと確認だけではあるんですが、その相違理由の赤字のところなんですけど、泊3号炉は1個です。これから、
2:04:39	神戸代理あるものに、
2:04:40	スターの台数の話ですね、で選定しているため、
2:04:45	可搬型エリアモニターを選定しているため、1セットは1個使用する。
2:04:51	1セットは引っ越しをする。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:55	継続測定できる駒田エリアモニターを設定しているためこれ何を、何か日本語が何を、
2:05:04	一世。
2:05:06	可搬型エリアモニターを選定しているから、一世。
2:05:13	は一世1セット1個。
2:05:16	これ、何かよくわかんないすみません北海道電力、石谷でございますちよっと読みに行く、
2:05:23	ですね。
2:05:25	主要仕様の比較をちょっと見たいと思います。
2:05:31	使用済み燃料ピット区域、これだと、
2:05:37	わからないカー使用表で、
2:05:42	わからないか。
2:05:44	えっとですね。
2:05:46	ちょっと発足にいかない見えなかったかもしれないですが54-34ページ目をちょっと
2:05:53	ご覧ください。54-34ページ目に、主要仕様の記載がございます。大井は、
2:06:04	使用済み燃料ピット区域周辺エリアモニターが個数に、それに対して予備、共用の予備1としてございますけれども、
2:06:15	計測範囲が0.01から100mSv、0. で、
2:06:22	これが確かに2台のエリアモニターで、何ていうんでしょう。
2:06:30	高線量域と低線量域みたいな感じで、2台に分かれているので1セット2個使用すると。
2:06:38	いうふうに、54-19ページには書いております。泊は、この日、17億から、
2:06:47	1000mmまでを、もう一つの
2:06:50	もので、計測できるうけんエリアモニターを選定したので、2個ではなくて1個なんですっていうことを述べたかった。
2:07:01	部分です。
2:07:02	はい。
2:07:08	はい。はい。
2:07:10	規制庁秋本です。わかりました。このさ、そういう理由でも、読む、読めたら読めるっちゃ読めるので、わかりました。理解しました。はい。
2:07:20	それで、あとは54-34ページですね。
2:07:26	主要仕様で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:30	これがあれなんですちよっと気になったというわけじゃないんですけど計測範囲なんですけど、
2:07:38	(5)の使用済み燃料ピットすカッコ可搬型で、
2:07:43	計測範囲でこれTP主数、
2:07:47	TPで表してるんですけど、はい。
2:07:51	これはあれなんですか。
2:07:54	さっきちよっと津波PRAとかやってたからっていうのもあるんですけど。はい。TPって、そのプラスマイナスって書くん。
2:08:02	ルールになってるんですかこれ別に。
2:08:05	マイナスなんてありえないから。
2:08:07	書いてないのかなっていう気もしないでもないんですけど、どう、どうというルール、TP書くときのそのルールみたいなのもってあるんですか。
2:08:18	てび書く。
2:08:21	プラス入れました、アクセスルート等カー。
2:09:08	はい。
2:09:09	はい。
2:09:10	はい。
2:09:13	はい。ーが必要な資料もございますので、ちよっと全体的な方針としてですね、プラスを入れるかどうかというのはちよっと社内統一を図るべく検討いたします。
2:09:25	はい。
2:09:26	はい。
2:09:28	規制庁秋本ですわかりました。あとは
2:09:32	医薬が要るか要らないかもあるのかもしんないとかちよっとそう想像ですけど見てたら、
2:09:40	思ったの別に薬いらんかったらこれで別に全然いいんですけど、
2:09:46	そこは何かあります訳。
2:09:48	はい。一応計器の仕様として、この計測範囲で決めていって、補足資料に
2:09:58	計測に関する説明の資料もございますが、そちらでもお薬はつけていないです。
2:10:09	大岩薬がついているんですけども、
2:10:13	いいです。はい。
2:10:14	はい。
2:10:15	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:16	はい。
2:10:17	はい。
2:10:19	はい。
2:10:20	はい。
2:10:22	はい。
2:10:35	規制庁秋本でそれで 50 条、54-36 ページで、
2:10:42	この図面なんですけど、これって、
2:10:47	次週もう含めて書く。
2:10:51	ようになっているものなんですか。
2:10:55	すいませんよくわかってなかっただけなんですけど。
2:11:04	実習も含めてというと、
2:11:10	前は、
2:11:13	自主の部分は書いていなかったんですけども、
2:11:19	大井さんも、
2:11:23	淡水タンクとか記載しておりましたので、
2:11:28	はい。
2:11:29	基本、もう、
2:11:32	海から入れるのが S A の手段で、淡水タンクとか、は自主の手段というふうになってございますのでそれに、
2:11:43	トーンを合わせたと。
2:11:46	というのが実態でございます。
2:11:49	はい。
2:15:46	規制庁アキモトですちょっと内部で相談します。
2:19:58	規制庁秋本です。はい。それ、今の件はわかりました。それで次の 3、54-38 ページで、
2:20:09	これが日本法分水器っていうのが、
2:20:15	出てくるんですけど、
2:20:18	これは何なんでしたっけ。
2:20:21	はい。北海道電力の内容谷です。ちょっと系統図、書き過ぎ、
2:20:26	たかと考えていたところですが日本国籍といいますか一本のコースで、使用済み燃料ピットの近傍まで持ってきて、そこから二股に分けて、A ピットと B ピット 2、
2:20:40	注水及びスプレイをいたします。ですのでそういう分水器と分ける分析を使うのは、事実ではございますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:54	はい。規制庁秋本です。別に書かなくていいとかそういう話ではなくて女川のあれですよねそれは、注水用ヘッダ。はい。と同じ位置付けぐらいの。
2:21:07	認識なのかなと。そこまで、どちらかというとですね女川この54-38ページ目でいきますと、
2:21:16	この
2:21:17	うによで書いているスプレイノズル3台に分岐して、女川もスプレイさせて、
2:21:27	いるかと思えます。
2:21:29	ですので、ここにそういう分岐させるものっていうのは、女川も入るんであろうと思っているんですが、それに比べてちょっと、
2:21:41	何ていうんでしょう。
2:21:44	か。
2:21:49	ホースが分けるのに、自動で三分気はしないので、
2:21:54	そういう意味で、なので、そういう意味でちょっと、ごめんなさいこれは等々んとして、ちょっと
2:22:05	何ていうんでしょう。
2:22:07	他電カックス先行よりも、ちょっと多めに書いてしまったなと思っていたところです。
2:22:17	はい、そうですよねと思って。はい。
2:22:21	はい。
2:22:22	はい。
2:22:30	ちょっと規制庁アキモトです。わかりました。ただ、記載するかどうかも含めてちょっと検討をしてみた。
2:22:38	見ていただければと思います。変更の実績等も確認した上で適切にしたいと思います。はい。規制庁秋本です図面はもし、似たような観点だったら、水平展開をしておいてもらえばいいと思いますので、
2:22:55	はい。ちょっとそういった意識でお願いしますと。
2:23:03	成長秋元です。私からは設備は以上ですが何か他ございますでしょうか。
2:23:10	はい。片桐さんお願いします。
2:23:16	形状片桐です。記載だけなんですけれども、もう54-8ページをお願いします。
2:23:30	これ女川一緒なんですけど、真ん中の黄色いところの段落で、
2:23:36	大量の水の漏えい等により、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:39	. . . 異常の低下により行って、
2:23:43	身寄りによりになってる気がするので、
2:23:47	ちょっと適正化を検討してみてください。
2:23:53	はい、承知いたしました。
2:23:55	少し読みやすいように検討いたします。
2:23:59	規制庁ですあと 54-25 ページ、
2:24:05	藤。
2:24:07	何か記載委員かな。真ん中の緑色の文字んとこで 2 行目で、ワイヤー通 って、
2:24:17	頭が真ん中に出てきてるんですけど、これは何を、
2:24:22	指してるんでしょう。
2:24:30	はい。北海道電力の内谷です。
2:24:40	何でしょう、可搬型の装置で、計測するための部品の何かを意図してた と思いますが、確認して回答いたします。
2:24:50	よろしくお願いします。あと最後、54-40 ページ、お願いします。
2:24:58	さっきも何か図の話があったんですけど、
2:25:06	使用済み燃料ピットの監視カメラの空冷装置って、これって伊方と同じ ようなものなんでしょうか。
2:25:19	同じでした。
2:25:20	はい。おなじなはずです。
2:25:23	はい、規制庁から由井片野図って何か空冷装置の中を分けて、何か冷却 器と空気圧縮機みたいなのは、
2:25:32	わかるように、な書きぶりになってたと思うのでもし、もらう泊も何か できるのか必要であるかちょっとそこら辺見比べて検討して、必要に応 じて適正化してください。
2:25:49	藤。
2:25:50	はい、承知いたしました怒った。
2:25:55	伊方ですね、これ。
2:25:58	大井。
2:26:00	麻生か大岩層かこれがないんですねえ。はい。以下たを見て同等の構成 であるようであれば、
2:26:10	はい。記載検討いたします。
2:26:16	規制庁長江ですけど、私もちょうと寸図面のところで
2:26:20	この比較表だと 54-36 ページ。
2:26:24	マリーの見名称、名称なんですけどね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:29	一番下にある
2:26:32	使用済み燃料ピットB使用済みのピットで10年のピットの日の間に一入ってるんすよ。で、5年5年というパワーポイント等で、
2:26:43	載ってるのは、そのままつけて使用済み燃料ピットって書かれてたと思うんで、その
2:26:51	ちょっとあの辺のワーディングが、ちょっと同一たるとれてないなと思ったんで、その
2:26:58	これが何ていうか聞い設備、設備側として正しい名称であれば、それに統一した方がいいのかなと思うので、このA、iPhone、
2:27:08	主Nピットに限らず、他のワーディングもちょっと全部見てもらえますか。
2:27:17	はい。承知いたします。北海道電力井谷です。確認いたします当社の機器の正式な名称としてはーが
2:27:29	入るのが急いだとさせていただきます一方でパワーポイント資料とおっしゃったのは、Aピットです。午前中の青木さんの
2:27:43	やつが一番最後、12ページかな。はい。12ページのところにはい。
2:27:49	ABのはいはいはい。漫画があつてそこには
2:27:54	何もーなしで。はい。使用済み燃料ピットとBは使用済みのLピットって書かれてる。はい。はい。ちょっとその、
2:28:03	何だーがあつたりなかつたり。はい。
2:28:07	はい、ピットの名称ですなはい、承知いたしました。北海道電力井谷です。
2:28:14	ピット側の名称と機器側の名称をーが入るのが、成果、何か確認いたします。はい。
2:28:21	これだけ見るんじゃなくて他のやつも共通ですからね水平展開をちゃんとしてください。はい、承知いたしました。
2:28:28	北海道電力の石川さんの水平展開の件は承りました。これ当社の中の記載ルールでき決まっておりますので、それに合わせるようにいたします。
2:28:40	それとこれも言わずもがなですけどずっと言ってるんですけど、手順、手順、手順とか解析の人と設備の人ってあんまりこう、
2:28:50	何か、
2:28:51	なんていうのもこういった失礼なんですけどこう、お互いにこっちへクロスチェックするような、そういうセンスがないみたいに思うんで、や

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	っぱりそれぞれね、自分の領域だけ見るんじゃないで、関連してると共通のところもあるんで、必ずその、
2:29:04	同じ会社の人なんだから、
2:29:07	あの中でもう少しチェックする範囲をね、
2:29:10	もっとトップのレベルじゃなくて、石賀さんたちが大変で、担当からね課長、課長からもっと最終的にチェックする人こうみんなこうねオーバーラップしてやるようにしないと、
2:29:21	いつまでたつたってこんな指摘ばかりなっちゃうんで、その辺ちょっと、
2:29:24	お願いしますね。
2:29:26	はい。北海道電力の石川でございます。割と私たちの組織小ちんまりとしてまして、結構近いところの地積座って日々やりとりしてるの私も見てるんですけども、結果して足りなかったところもありますので、
2:29:38	今一度引き締めていきたいと思います。
2:29:46	規制庁アキモトです。54条その他いかがでしょうか。
2:29:52	よろしいですか。
2:29:55	そしたら1.11井の方に入りたいかと思うんですが図大丈夫ですか。担当者の方が、
2:30:09	札幌本店側、
2:30:12	あれですか古谷さん戻ってきてますか。
2:30:16	本店古家さん戻ってきております。山川が説明しますはい。はい、わかりました。
2:30:26	では引き続き、技術的能力1.11についてご説明させていただきます。
2:30:32	瀬川と同様で設備がと同様で、2回目になるんですけども、
2:30:39	実際、女川の反映といいますか選考Bの反映が不十分でしたんで、そこを大分
2:30:47	充実させたというところが、
2:30:49	メインとなります。
2:30:51	ですのでその辺りを説明させていただくのかなというふうに思っております。
2:30:55	それと大戸資料2で、パワーポイントをお付けしておりますけども、こちら昨日ご説明させていただいた、
2:31:02	パワーポイントの構成とほとんど変わりませんので、
2:31:05	等をいただいたコメント等を反映して、年明けの1.3のヒアリングの時に、まとめて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:13	等を介護資料としてご提示できればなというふうに思っております。ですので今日は説明は割愛させていただきます。
2:31:20	では本店の方から説明させていただきます。
2:31:24	お願いします。
2:31:27	はい。北海道電力山川です。技術的能力 1.11 について説明させていただきます。
2:31:34	1.11 も 54 条同様に、10 月の 6 日に続きまして、2 回目のヒアリングということで、前回の確認事項に対する回答一覧ということで、資料 2-1-3 をお願いします。
2:31:54	はい。前回ですけども、2 件、コメントをいただいております。ナンバー 1 ですが、こちら、
2:32:03	す。一つ目の技術的能力の確認、審査項目ということで資料全般に関わることとしてご確認事項をいただいております。
2:32:15	女川の審査実績をしっかりと見て、配管弁等流路を含めた S E 機能確立のためのすべての設備を記載すると、いうような
2:32:27	確認事項をいただいております。昨日の 1.2 でもお示しさせていただきました通り、し、配管弁等の流路を含めた設備の選定方針、文書構成記載表現について、
2:32:41	女川の審査実績を踏まえて修正させていただきました。また図面についても、充実化しております。
2:32:50	修正箇所につきましては、比較表に取りまとめ資料まとめ資料ですね、において、黄色マーカーで示しておりますので、一つ一つの説明については割愛させていただきます。
2:33:04	ナンバーにいきまして、こちら、後日回答予定となっておりますが、1 名で現場作業することについて安全管理上問題ないかということにつきましては、後日、技術的能力 1.0 のヒアリングにおいて回答させていただきます。
2:33:21	資料 2-1-3 については以上でして続きまして、比較表、資料 2-1-2、
2:33:29	お願いします。
2:33:31	後から 2 ページ目、右下。
2:33:35	2 ページ番号 1 ページと振ってるところを開いてください。
2:33:40	比較対象プラント選定の詳細と、タイトルが振っております。
2:33:46	こちら、1.21. 3 のヒアリングにおきましても説明させていただきますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:53	まず 1.11 につきまして、比較対象の例リファレンスプラントとしましては、大飯 34 号炉を選定しております。こちらの理由につきましては、
2:34:04	PWRとBWRの使用済み燃料ピットを長尾さんがとプールになりますけど配置の相違等によって重大事故等への対応に用いる具体的な設備手順、設計方針が違うため、
2:34:17	大井参与ごろ選定をしております。
2:34:22	リファレンスとあと大井とさせていただいてますけども、SFピット使用済み燃料ピットプールに注水やスプレイ拡散抑制する。
2:34:33	対応の要求事項であったりとか監視手順であったりとかは共通するところも、
2:34:40	多くありますので女川か、女川との比較もしっかりできているという資料構成になっております。ということで 1.2 や 1.32 次系の
2:34:53	除熱設備を使った基準に比べまして灰色でハッチングして、比較対象から落としているものというのは、少なくなっております。
2:35:03	あと先行審査知見を反映するために比較するプラントとしましては、1.21. 3 同様、女川 2 号炉としております。
2:35:14	次のページをお願いします。右下ページで 2 ページになります。
2:35:19	作成状況整理表と右上にタイトルが記載されております。こちらにつきましては、比較表の作成状況まとめ資料の作成状況になります。
2:35:30	こちらについても、基本的比較表は作成する、すべて作成するという方針で言います。大飯と比較できるものは比較力がしますので、
2:35:43	すべて作成する方針としております。
2:35:46	ただページの下から 2 行目と、一番下の行につきましてはバツがついておりまして、こちらについては下から 2 二つ目の屋外作業員に対する被ばく評価につきましては、
2:36:02	大飯 34 号炉と比較を考えておりまして、こちら大飯 34 号炉の既掲載箇所が、技術的能力 1.6 の添付資料となっておりますので、
2:36:13	そちらの方で比較させていただきたいと思います。思ってますので、こちらは×のままさせていただきます。続きましてその下、
2:36:22	使用済み燃料ピットから発生する蒸気による重大事故設備への影響ということでこちらの添付資料比較表なんですけど、バツとして言いましたが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:34	と先行PWRの審査会合資料と同等の資料となっております比較可能であると判断しましたのでこちらについてはバツから0に変更させていただきたいと考えております。
2:36:47	こちらの資料については、以上によりまして比較表の先頭ページをお願いします。
2:36:53	資料2-1-2 取りまとめた資料の1ページをお願いいたします。
2:37:01	比較結果を取りまとめた資料ということで1ポツ
2:37:06	市まとめ資料の変更状況ですが、1.21. 3でも説明させていただいた事項については割愛させていただきます。
2:37:14	またバックフィットの関連の事項については
2:37:17	午前中の想定事故1の時に概要が説明させていただいてましたので、こちらについても割愛させていただきます。
2:37:27	主な説明事項としましては、続きまして大飯34号炉、泊3号炉については、1.11の対応方針次第についてはほぼ同等の手段となっております細かい設備であったりとか、
2:37:44	設備名称を記載方針でやってるところが若干違うところがございますが、女川もしくは大井に記載方針を合わせておりますので、説明事項は特にありません。
2:37:56	続きまして、取りまとめた資料の8ページをお願いします。
2:38:01	こちら3ポツ、女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要ということで、こちらについては幾つか触れさせていただきます。
2:38:09	設備の相違ということで①番ですが、
2:38:13	すいませんこちら誤記が1ヶ所ありまして、女川2号炉の常設配管を使用した可搬型設備による修繕料プールの注水ポンプスプレイと、
2:38:24	括弧書きしております、ここの総意で示したかったのは、女川2号炉は常設配管による注水ポツスプレイの手順がございます、
2:38:35	泊3号炉にはそれがないと。
2:38:38	で、一方で2、女川2号炉の2ポツ目の燃料プール代替注水系可搬型による手段につきましては泊3号炉もありますのでこの2ポツ目、女川2号炉2ポツについてはご起立ので削除をお願いいたします。
2:38:59	上は常設配管のあるなしに関わるそういう理由については記載の通りとなっております。続きまして、設備の相違の
2:39:10	ページ、ページ番号が変わります。取りまとめた資料の9ページになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:17	設備の相違の④番になりますが、女川2号炉は、他のBWRさんと同様にせ、使用済み燃料プールの乾式、常設設備を成形機としております。
2:39:31	泊3号炉については可搬型設備による使用、
2:39:37	監視手段をSA設備としている違いがございます。
2:39:42	続きまして取りまとめた資料の10ページをお願いいたします。
2:39:49	こちら設備の相違の⑦⑧ということで記載させていただいております。
2:39:54	違いは何かと言いますと⑦⑧両方ともアンダーライン引いてある、ホース延長回収車について差異が出ております。
2:40:05	こちらの違いなんです、泊3号炉の女川2号炉はホース延長回収車について、製設備として扱っております泊3号炉については、
2:40:16	注水設備、スプレイ注水またスプレイする補正延長回収車については、島根さんと同様に一般的な運搬車両ということで、生産設備と位置付けておりません。
2:40:29	⑧番の層位の方では、こちら拡散抑制の補正法で使う法制延長回収車になりますが、こちら女川さんは注水スプレイで使う設備と同じということで、
2:40:41	進み位置付けております。
2:40:44	一方で泊3号炉については、
2:40:48	有効性評価で本、
2:40:53	そうですね注水スプレイ設備と同様にSA設備と位置付けておりません。こちらについては島根と同様となっております。
2:41:07	小浜説明事項としては以上になります。
2:41:12	はい。規制庁アキモトですそれでは、質問コメントに入りたいと思います。
2:41:18	で、今の当間、取りまとめた資料の3ページなんですけど、
2:41:33	これは、
2:41:35	改変せよ2000、
2:41:39	あ、
2:41:40	あごめんなさい、⑤があれです、単純誤記があった。
2:41:46	だけど、
2:41:47	違うでしょ。
2:41:52	これはあれですね⑤なんですけど、使用済みのロープ式水位計なんですけどこれ自主だから、
2:41:59	いいんですけど、これはレンジとかもう別に。
2:42:03	何ていうんでしょう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:06	これはだから何の差なのかちょっと、
2:42:13	冬、
2:42:17	水麻生加瀬新家を継続できるからか。
2:42:20	わかりました。できれば、
2:42:23	使用ゼロピットの水位を水温を監視できる、水位及び水温をかなとか、
2:42:30	読んでればわかるかなと思うので、
2:42:33	すげえどこれはあれですか、どこかのシャドウ一緒っていう理解でいいんですか。
2:42:42	かつ、携帯型ロープ式水位計が、
2:42:46	推計がついてない。
2:42:48	ここで言っている自習が、水温が、
2:42:53	別になっているっていうのはどこかの社と一緒にっていうことですか。
2:43:01	北海道電力古谷でございます。
2:43:04	ロープ式水系はですね。
2:43:09	先端の方にフロー等っていうか気がついてましてそれをピットの方に
2:43:17	投げ入れるとか入れまして、その高さを水面までの高さをメジャーがついてまして、そのメジャーで
2:43:28	実際の高さを見るというもので、大井さんはちょっと記憶ですと
2:43:34	エースロープ式なのは同じなんですけど先端にセンサーがついていて水位と水温を見れた。
2:43:42	と思っておりますその他のプラントも、
2:43:47	同様なものがあつたと思いますんでこの辺り少し確認させていただきまして、差異理由のところに、そういう理由のところに追加させていただきたいと思います。
2:43:58	水を、水温5のところ申し訳ございません。
2:44:05	修正させていただきます。以上です。
2:44:07	はい。
2:44:08	山下規制庁アキモトです。別に自主だから、
2:44:16	別にこれでも、
2:44:17	理由にはなっていていいかなと思いつつ、やっぱ次週の中でも何か、
2:44:25	ある程度同等以上って言わなきゃいけないものもあつたりして、ちょっとその差は何ですかねものによって私もちょうと、
2:44:34	何か何かこれ大事だよねとかっていうふうになるものもあつたりするので、ちょっとそういった観点で今ちょっと聞いたところですので記載充実とかでも構いませんので、はい。⑥ですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:49	⑥は、言い方と限界女川と同様って書いていただいているんですが、これは実際にはどうか、
2:44:59	60℃っていう理解でいいんですかねこの手順は、
2:45:04	他社他社も、
2:45:12	北海道電力古谷でございます。数値が同じかどうかちょっと確認が必要ですがけれども、設定の考え方と手順着手の判断基準がその温度、
2:45:24	の設定値になっているところは同様でございますで60度という数字を権藤高警報に設定していてそれを手順着手の判断に使ってるのは伊方3号、
2:45:38	玄海34、女川2号と同様と、その温度高の設定根拠もコンクリート保護というところで設定しているということも、
2:45:48	同様というふうに考えてございます。実際の数字についてはすみません確認させていただきます。以上です。
2:45:55	規制庁秋本です。できれば、そのメッシュで見えていただいて、同様って言い方はですね、同一じゃないから、
2:46:05	微妙ではあるんですけど、同じっていうんだったら、そのメッシュまで、
2:46:12	見てもらった方がいいかなとただ別にここに疑義があるわけではないので、この範囲でわかりやすくなれば大丈夫ですと、⑦番なんですけど、
2:46:24	これは、
2:46:26	多いと。
2:46:29	ムーン用意しているものが違うのは、
2:46:33	吸水性ポリマーと補修材っていうのは、
2:46:38	あれですか、いらん、要らないっていうか、これは同等っていえるっていう理解でいいんですか。
2:46:47	北海道電力古谷でございます。大井さんと比較すると、
2:46:53	配管を補修する、簡易的な補修材だと思いますけども、そういうものとか吸水シートのようなものとか防水テープもアノンありませんので流す大井さんとは、
2:47:09	同等とは言えない状況ですけども、
2:47:14	先行他社さんの状況を見まして、
2:47:20	女川2号炉さんとか以下、甲斐記載してる通り層位が
2:47:27	ないと考えておりまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:31	まず自主対策設備としては、大江さんとは同等ではございませんけれども、その他、
2:47:38	他社さんとは同等といえるのかなというのが、考えてございます。
2:47:43	ちょっと説明が差異そういう理由として少し足りない部分もあると思いますので、
2:47:48	その他には少し補足を追加させていただきたいなとは思っております。以上です。
2:47:55	規制庁秋本ですわかりました。女、ここの部分は尾長合わせっていうことでは理解しました。
2:48:03	そしたら、
2:48:07	そう。
2:48:08	取りまとめした資料の10ページで、
2:48:13	ホースの
2:48:16	延長海水しか回収車。
2:48:20	これが島根と同様だっておっしゃられているんですけど、
2:48:27	有効性評価とかはこれは、
2:48:30	この自主的に所有してる設備ってということなんで、使ってないっていう理解でいいんですか。
2:48:41	北海道電力古谷でございます。
2:48:43	まず⑦番目のホース延長回収車については、泊のですね有効性評価の方でホース延長回収車加古送水車用送水するための、
2:48:58	ホース延長回収車こちらは有効性評価でも使用してございます。
2:49:04	一般的なトラックのようなものに、150Aと
2:49:11	遅い、ある程度細いですね
2:49:14	放水砲用に使っているフォースから比べますと、
2:49:19	送水用のホースは補足って、
2:49:25	一般的なトラックで運搬しております。
2:49:29	島根さんの資料も確認させていただきまして、
2:49:34	衛藤有効性評価に、等を船長回収した天保す。
2:49:39	店長者という名前だったと思いますけれども、有効性評価で使用しているのはTimeさとか、読めました。
2:49:47	で、
2:49:48	そっちを島根さんもその150Aのホースをトラックのようなもので運搬しているという状況でしたので、
2:49:57	島根さんの実績から、SA衛生設備として、設備としても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:04	エントリーをして、
2:50:05	おりませんでしたので島根さんがですね。なので、
2:50:08	式、一般的な資機材運搬車両としてエントリーしたということでございます。
2:50:17	下の部分の、⑧番の放水砲用の延長回収車については、
2:50:27	300Aのフォース太い方数を、
2:50:31	運搬するものなんですけども、
2:50:35	山川から説明した通り
2:50:39	郷政調会出資者女川さんは7⑦番と⑧番で同じものを使用しておりますので、SA設備としてエントリーされているというふうに認識してございます。
2:50:51	衛藤石井真音さんの方の資料を確認させていただきまして、
2:50:56	放水砲用のその太いホースを運搬する。
2:51:00	車両についても、設備としてエントリー、技術的能力ではエントリーせず、SA設備にもなっていないという実績を確認させていただきまして、
2:51:14	このような記載にしております。
2:51:17	説明については以上でございます。
2:51:21	北海道電力の内谷でございます。
2:51:26	このあたりは、43条の、今日、やらしていただくと思っていた43条の方で可搬型SA設備の保有数台数みたいな資料がございますので、
2:51:39	その辺りでもお話をさせていただこうかと思っていた部分ではございます。
2:51:49	うん。
2:51:49	はい。
2:51:52	規制庁脇本です。ここだからあれなんすよ。今ちょっと私が引っかかっているのは自主的に所有している設備って、
2:52:01	だから、島根って本当に扱いなんすけど資機材とか、そういった別に何か、
2:52:08	SS-Dとするまでではないけど、資機材扱いで別に規制のん中にあるんですっていう扱い。
2:52:19	だったら、まだ理解はできるかなと思ったんですけど、有効性評価で使っているならばですね。
2:52:26	自主的に所有しているっていう古藤に本当にできるんですかって言うか、だから女川が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:35	女川の使って有効性評価もやっているとかだったら、別にこれ、
2:52:41	クレジットっていうカー。
2:52:44	ノミネートしておかないと、やっぱり、
2:52:49	おかしくなりません。
2:52:53	北海道電力古谷でございます説明が足りなく申し訳ございませんその他設備括弧自主的に所有している設備というふうに記載いたしましたのは、
2:53:04	アクセスルート、資料の
2:53:08	の中です可搬型設備、重大事故等対処設備と、
2:53:14	その資機材の車両とかをですね、整理している資料がございまして、その中にその他設備括弧自主的に所有している設備という、
2:53:28	位置付けの表がございまして、
2:53:32	その名前をここに書かせていただきましたので基本的にはそのアクセスルートの中で、どのように保管しているのかどの、いうことは、
2:53:43	審査いただけるのかなというふうに考えてございます。答えになってないかもしれませんがその他設備自主的に所有している設備という名前については、
2:53:55	アクセスルートの方から引用させていただいたというものでございます。以上です。
2:54:00	規制庁脇本です。そうするとこれはあれなんですけど位置付けは何なんですか。次週じゃないってことを今説明したいのか。
2:54:08	よくわからなかったんですけど。
2:54:10	理事自習は自主なんですか。
2:54:16	北海道電力フレアデス基本的には自習というふうに考えてございます。
2:54:22	以上です。規制庁秋本です。だったら有効性評価から外さないといけないんじゃないですか。
2:54:39	まず、
2:54:42	今日の4の資料のお話に入っても、
2:54:47	いいですか。
2:54:48	はい。
2:54:51	電力の1谷でございます。
2:54:53	本日ご用意した資料のうち、今日のイオンという資料を、
2:55:00	の方にちょっと、
2:55:03	ささっきバシッてしまうんですけども、
2:55:12	資機材、資機材扱いにはしているものでございますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:18	今日、ごめんなさい。
2:55:59	そのの
2:56:02	今日の4の、29ページ目。
2:56:11	比較表の方の、
2:56:16	補足説明資料の比較表。
2:56:22	今日の4-29ページ目でございます。はい。
2:56:31	はい。ホース延長回収車の位置付けについてという形で、女川さんが、この資料をつけてます衛生設備にしますという資料をつけてございます。
2:56:43	当社としては資機材と考えていますという資料にして、お付けして、
2:56:48	いますと。
2:56:49	ここですけれども、
2:56:54	ですね、
2:56:58	まず、
2:57:00	使い方として、
2:57:03	先ほど山川からの説明にもありましたがまずダイイチポツのところの、なんていうの上の塊でいきますと有効性評価の中で期待していますと。
2:57:17	そのあと、下の塊で放水設備55条とかでも使いますというふうに、女川さんの場合はなっています。で、
2:57:30	有効性評価で液体するので等でしかも設置作業とか注水用ヘッダの運搬設置作業に用いることにしていて、
2:57:41	有効性評価で使うということで、
2:57:45	ホース延長回収車はSAと位置付けますと。
2:57:49	いうふうな資料になっていますで、放水設備でも同じものを使うからそっちは有効性評価ではないけれども、一緒だからSA設備っていうふうにしたものと理解しています。
2:58:01	泊の方ですけれども、
2:58:05	有効性評価での使うホース延長を、に、これらは使います。ただし、
2:58:17	29ページの右下ですかね、の差異理由欄です。
2:58:22	衛藤ナガワの細江院長回収車っていうのは、その専用の艀装を装備して、
2:58:28	注水用ヘッダ
2:58:29	でホースコンテナ、
2:58:31	放水砲、そういったものを積み込んで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:36	使う、積み込んだり積み替えたりして使用するような、その着脱装置つきコンテナ専用車とかって言われるタイプの車両です。
2:58:47	積み替えて運搬します。泊のホース延長回収車は、コースの車のトラックの荷台をにホースを保管しているわけですが、
2:59:00	衛生設備は当然、コースはSA設備、SA設備を保管しているんだけど、特に積み替えとか、そういったものを、
2:59:10	必要とせず、そっからホースをどっかどうかどうかと、落としていくようなタイプのもの。
2:59:16	で、
2:59:21	そういう意味で一般的に運搬車両と同じような使い方ですので、資機材、
2:59:29	だと、いうふうに考えていますと。
2:59:32	いうふうに、
2:59:35	してございます。もののイメージが、今日の資料3-3。
2:59:41	なんですけれども、
2:59:46	あれ、ごめんなさい。
2:59:48	3-3 あり僕も、
2:59:55	さ。はい。北海道電力井谷です。資料の3-3になります。
3:00:00	これ一、1 ページ目は女川さんの資料を持ってきたもの。
3:00:05	F o r c e の接続にN、黄色い荷台に乗っかっているところからホースを落としていっていくんですけど、この
3:00:13	方数が、実はコンテナになってまして、これを積み替えたりする、或いはこの注水用ヘッダっていう、女川さんの場合はこのヘッダーに、
3:00:23	突っ込んでから各種分岐をさせて生の注水先に持っていくんですけどもこういったものの運搬に使用しています。
3:00:32	で、3分の2 ページ目、
3:00:35	この今
3:00:37	左1 ページ目は女川の図です。はい。2 ページ目がこれ、この
3:00:44	先ほど申した、
3:00:48	脱着装置つきコンテナ専用車ってどういう動きをするようなものなのかと。
3:00:54	言って、これ泊の放水砲用のホース延長回収車の写真なんですけれども、
3:01:00	このホース延長回収車コンテナって書いた部分にコースがいっぱい積んでまして。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:06	このホースを積み替えたり、
3:01:09	して敷設するような、こういった特殊な機構を持っています。一方で送水車用ってのは下の方にあるやつで、ホースがダーツと積んであって、特にこの積み替え用の特殊な機構はなく、
3:01:22	舗装を下ろしていく、だけのもの。
3:01:25	ですと、
3:01:26	いうところ、そして、3分の3ページ名には、これは島根2号炉さんのところから読み取ったというかアクセスルートの資料から抜粋したものですけれども、
3:01:40	その他、自主的に所有している設備の資機材と、
3:01:46	いうふうに位置付けておりまして当社も使い方とか、ものとしても、島根と同様と。
3:01:56	いうことで先ほどの、
3:01:59	島根と同様って言ったのはここのあたりの趣旨、
3:02:04	ございました。
3:02:05	以上です。はい。
3:02:09	規制庁秋本ですこれってもう、ごめんなさいそこそこさ、ごめんなさい。これは島根か。
3:02:15	で、これ島根はこれを、
3:02:20	有効性評価で使ってるんですか。
3:02:24	島根の有効性評価のまとめ資料を見ますと、
3:02:29	確かホース展張車によるホース敷設ってはっきり書いてあった認識です。
3:02:39	はい北海道電力古谷です1谷が申した通り有効性評価のタイムチャートのところで記載があったので使用しているというふうに、
3:02:50	認識してございます。
3:02:53	以上です。規制庁秋本です。じゃあ、そうすると女川は、
3:03:00	何でSA設備にしているのかってところをちょっともう1回教えてもらっていいですか。
3:03:08	大きな違いは、
3:03:11	この中、1ペー三部の資料3の北海道電力井谷です。
3:03:16	資料3-3の1ページ目に女川の資料はありましたけれども、
3:03:21	注水用ヘッダ。
3:03:23	かなり大きなものでございます。
3:03:26	これの運搬も、このホース延長回収車で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:32	やります。
3:03:35	これの運搬、
3:03:39	とかに、この
3:03:40	積み替えする特殊な
3:03:43	車両ですか、特殊な車両という言い方はないですけどこの着脱式コンテナ運搬車、
3:03:50	である、ホース延長回収車の機能が必要だということの方が大きな違いかなと考えております。
3:04:05	規制庁アキモトです。それってあれですか東北電力はそう言っているんですか。注水用ヘッダを持っていかないといけないからこの、
3:04:15	例えば今日、今日の4-29ページのっていうところの、
3:04:21	ジーヴォⅡの位置付けで、カイジュウシャワー、注水用ヘッダの運搬に用いるからって書いてないじゃないですかホース運搬そっち作業及び注水を減った。
3:04:36	に用いる
3:04:38	こととしていて、だから以下について所要時間を算出し、言っ構成の中で期待してますと。
3:04:47	有効性評価で期待しているんだったら、S s - Dに位置付けなくていい理由がよくわからないんですけど、
3:04:57	別に何か島根がこうしてますとかじゃなくて、
3:05:01	説明できるんですか。
3:05:21	規制庁アキモトじゃツッコ。
3:05:23	抽選用ヘッダーだけなんですっていうんだったら、そうす。
3:05:30	あり得るかもしれないけども、
3:05:33	女川の記載って、そうはなっていない。
3:05:37	少ないですか、まとめ資料上。
3:05:40	はい。北海道電力内谷です。女川の、別紙1でいきますと、はい、おっしゃる通り、注水用ヘッダ及び注水用ヘッダ、ホース運搬設置っていうことを、
3:05:53	確かに書いておりますけれどもう、
3:05:58	ホースの運搬設置、
3:06:03	規制庁アキモトで全然シンプルで、有効性評価に使ってんだったらS A設備でしょと。
3:06:09	そうならないんですか。
3:06:11	すべからくそうはならないんですっていうんだったら、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:16	有効性評価って何でしたっけってんなるんですけど。
3:06:21	すいません北海道電力の石川ですけども、ちょっと社内でマイクオフですし、整理させていただきます。
3:15:20	いららないな。
3:20:30	北海道電力の井谷です。ホース延長回収車の位置付けについては他社さんでの取り扱いも含め、
3:20:40	確認して、考え方を整理して、ご回答いたします。
3:20:46	はい。
3:20:49	規制庁秋本ですわかりました。
3:20:52	長。
3:20:54	すいませんあと、
3:20:55	もう少しではあるんですが、
3:20:59	中身の話。
3:21:05	と、
3:21:08	1、1、1. 11-24 ですね。
3:21:12	24 ページで、
3:21:14	これらの手順はから始まる場所なんですけど 2 行目で運転班員って出てくるじゃないですか。
3:21:21	これ運転範囲っていう名称はですか。下の方でも使って、
3:21:26	使ってるんですか。
3:21:32	はい。北海道電力古谷でございます。
3:21:36	少々お待ちください可搬型大型送水ポンプ車によるスプレイのところを使っておりますのでページ数を確認させていただきます。少々お待ちください。
3:22:03	北海道電力古谷でございます比較表 1-11-50。
3:22:09	2 ページから 11.1-52 ページをお願いいたします。
3:22:19	ところに
3:22:23	大型送水ポンプ車による改正を用いたスプレーの図によるスプレイの手順がありましてここに運転範囲という名称で記載してございます。
3:22:35	以上です。規制庁秋本です。一応土田では使っていてこれはあれですか有効性評価とかには、
3:22:44	出てくる名称ですか、ちょっと運転範囲って何か有効性評価で、
3:22:48	見なかったような気がしたので、出てくるんですっていうんだったらそれはそれで、あ、わかりましたってだけなんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:57	北海道電力古谷でございます。可搬型大型送水ポンプ車によるSFPへのスプレイは有効性評価には用いない手順でございます、
3:23:10	これまでの想定事故とかでも出てこない内容、名称になってございます。ですのでこの運転範囲を用いた手順は
3:23:20	SFPへのヘッドスプレイ
3:23:23	でのみで出てくる要因になってございます。以上です。
3:23:28	規制庁秋元です。わかりました。
3:23:32	1.0側で体制のところとかで、整理がされているっていう理解しました。
3:23:39	はい。で、
3:23:44	規制庁アキモト少々お待ちください。
3:23:56	うーん。
3:24:04	規制庁アキモトです1-11-53ページで、
3:24:11	53ページは、
3:24:15	どこまで書くかっていうだけの話をちょっと確認したかっただけなんですけど。
3:24:21	そっか、すみませんそっか、あるのか。
3:24:24	女川が一番下のところで発電課長へ報告するっていうのがあって、
3:24:31	発電課長。
3:24:32	そうですね。はい。すみません今見つけて泊⑩で、
3:24:37	報告するっていうのはあるので運動等の記載があったことを今ちょっと確認しましたすみません。ありがとうございます。
3:24:44	1-11-61ページは、
3:24:50	61ページは、女川05で減少したことを、発電所対策本部に連絡するまで書いてるんですけど、
3:25:00	これはあれなんですか。特に、
3:25:04	報告とか連絡とかまで、
3:25:07	泊の方って書いているんですか。
3:25:19	北海道電力古谷でございます。
3:25:22	少し全体資料を横並びと確認してどこまで記載するか検討して考えたいと思いますけれども、
3:25:34	発電、災害対策要員に女川さんと違って発電課長、当直当直長ですね、藤区長から直接
3:25:45	指示ができる体制になってございまして、本部を返さずに、対応ができるので、そこまで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:25:54	書かないんつくりにしておりましたけれども少し横並びの観点でも考えて少し
3:26:03	皆を見直しを少し検討したいと思います。以上です。
3:26:07	規制庁秋本です。検討していただいて適切だったらそれでそれで、それはそれで構わないので。はい、わかりました。
3:26:15	で、73 ページです。
3:26:18	何か手順書の対応一覧
3:26:24	手順書一覧の表なんですけどこれであれなんですちょっと、
3:26:28	確認なんですけどC、
3:26:31	この※3のCっていうのは、
3:26:34	自主対策性設備として整備するSA設備、
3:26:40	っていうのは、
3:26:41	あるんでしょうかっていうか強いてSA設備、自主対策設備、自主対策として整備する設備って何かあるんですか。
3:26:51	泊は、
3:26:54	北海道電力、古谷でございます。
3:26:57	この手順、1.11ではない、いいんですけれども、
3:27:05	低圧時注水、
3:27:09	低圧注水とかで、
3:27:11	受んBの充填ポンプ、
3:27:16	サポート系の機能喪失したときに、事故、ポンプの出口水を使って自己冷却をして注水する手段というのが、
3:27:28	あるんですけども、
3:27:30	そういったもので、Cというものがあましてそのあたりが大井さんと同等だったと思いますので
3:27:39	Cのものについては
3:27:41	対象の条文でまたご説明できたらなというふうに考えます。以上です。規制庁秋本です理解しました。あと1-11-95 ページです。
3:27:52	95 ページは、これは単純な抜けかなとは、5 動きかなと思うので、後で見といてくれればいいかなと思うんですけど1-11-8 図で、
3:28:03	左側の
3:28:05	何ていうんでしょう。タンクの名前がないので、ちょっと見といてくれればと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:28:14	北海道電力古谷でございます大変申し訳ございません。ぬ形だと思いますので修正させていただきます。大変申し訳ございません。規制庁秋本です。あとその他いろいろいかがでしょうか。
3:28:31	全員。今のお話の続きなん。規制庁長江です。
3:28:35	比較表の1-11の
3:28:38	73ページですかね。
3:28:42	ここに女川と
3:28:46	森井の比較表があって、その
3:28:50	真ん中の翁長見ると、二つ目にホース。
3:28:55	FORCE回収車ですかねホース何とか回収車ってあって、
3:28:59	多分その有効性、これ重大重大事故等対処設備になってて、おそらくこれを使った、敷設時間で時間評価有効性評価やってるんだと思うんですよ。一方隣の方は、
3:29:14	ここには何も書いてなくて、その皆さんが主張されてるその一般車両っていうのは、書かれてないんで、これで見るとは、
3:29:24	人力で敷設して、それで有効性評価をやってるんじゃないかというふうに、
3:29:31	差分としては減るんですけど、女川一応重要物では当然ある、あるというのもあるんでしょうけど、きちんとエントリーして、
3:29:41	重大事故対処設備として取り扱ってるっていう、はっきりしたものがあって、皆さんはその
3:29:48	ホース、ホースの回収、何とか車両自体は一般の荷台があるだけのもんだから、関係ないよっていう取り扱いをされてるっていう差が、
3:29:59	この比較表から上は見えるんですよ。だから、
3:30:02	皆さんの評価で、
3:30:06	車で使った時間で何らかの有効性評価をやってるっていう形であれば、
3:30:12	それは翁長と同じようにするっていうのが普通の考え方ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。
3:30:23	北海道電力の衛藤です。
3:30:28	北海道電力の藤瀬リーダーどうぞ。
3:30:32	すいません。
3:30:33	北海道電力の藤田です。
3:30:35	先ほどのご意見といたしますか、いただいたコメントを踏まえまして、ちょっと社内的にもう一度きちんと整理してですね、ここに記載するのかしないのか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:48	以上です。規制庁の谷津この前
3:30:52	古田さんでした。
3:30:54	古谷さん布田さんですね古谷さんに同じようなコメントしたと思うんですけど、自主対策設備のリスト表でね、斜線にするやつと、AB間違ってたじゃないですか他にもあったんだけど、
3:31:06	あれと同じで、もう一遍見てくださいねちゃんとそうしないと。
3:31:11	とんでもないことになっちゃうんで我々の方もその確認大変なんですけど、皆さんの確認した結果を我々チェックなんていうか、
3:31:18	最後までわかんないところもあるんで確認が必要なんでどうしても皆さんが一義的に判断してこう入れてもらうものをこう、
3:31:25	まずは制度せざるをえないんでね、ちょっと大事な話なんで、
3:31:31	はい、北海道電力の藤田です。
3:31:35	ご確認いただいたところですね。確かに、
3:31:38	先日、紙日ABが残ってたりしてましたんで、その辺り全般的に見直しまして、前段いただいた、
3:31:47	コメント等も踏まえまして、しっかり見直させていただきたいと思いません。以上です。
3:32:00	と、規制庁の片桐正統なんだ。
3:32:09	比較表の
3:32:11	ところ、
3:32:12	1.1-40 ページをお願いします。
3:32:20	1. 11-40 ページですね。
3:32:24	ここ真ん中赤字なんか原水槽の水位が低くなレバー補給しますって記載があるんですけど、
3:32:34	低くなればって何か、
3:32:36	かなりなんか定性的な気がするんですけど、他で何かこういうような、
3:32:42	書きぶりをしてるものってあるんでしょうか。
3:32:51	はい北海道電力古谷でございます。
3:32:54	減衰層を
3:32:59	農水が低くなればという表現、ちょっとぼやとした書き方にはなってるんですけど、基本的に原水槽という淡水そうですね淡水層を使い始めて、
3:33:14	水が下がっていけば、二次系純水タンクとろ過水タンクからフォースで、重力でこうす。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:33:25	移送するという、原水槽の方に水を落とすという、手順があつてそれを、
3:33:31	本部長に依頼するという文章なんですけども、
3:33:35	ちょっと表現がその他の手順と、あつて言うかどうか、その辺りもちょっと確認をして、
3:33:43	適切 I I な表現について少し検討したいと思います。基本的には、
3:33:49	原水槽の水位が下がり始めて次、送水が始まれば、
3:33:57	二次系純水タンクとろ過水タンクからの補給を依頼するというようなことで考えてございます。
3:34:03	表現が適切かは少し考えさせていただきます。以上です。木島係長よろしく申し上げます。次あと 1. 11-70 ページお願いします。
3:34:19	一番下の段落なんですけど、代替給水 B と原水槽改正の注水に使用する可搬型、
3:34:26	大型送水ポンプ車は S A 設備であれば書いてるんですけど、
3:34:30	代替給水 B と原水槽を使う時もう S A T 扱いなんでしょうか。
3:34:42	北海道電力古谷でございます。代替給水ピット原水槽に使用する場合は送水ポンプ車については自主対策設備としての位置付け、
3:34:53	でございますのでここは少し修文させていただきます大変申し訳ございません。
3:35:00	以上です。久松技師よろしく申し上げます。あと 1.1-19 で多分同じ話なんですけど、
3:35:08	19 ページの両括弧 D のところで、海水を用いる場合の田井額賀と大畠送水ポンプ車っていう書きぶりになって、
3:35:19	次のページめくると赤字で書いか型大型送水ポンプ車。
3:35:25	は自主ですよっていうような書きぶりで、
3:35:30	ここは何か、何々の場合のところは要らないのとか、何かこういうなんかおんなじものを
3:35:36	次出頭その S A で、
3:35:39	使うみたいなのって、ほかにも 0 提案んでしょうかね。
3:35:48	北海道電力古谷でございます。衛藤。
3:35:52	1-11-20 ページの赤字の送水ポンプ車が自主対策設備いいですというところの記載は少し
3:36:01	代替給水ピットとかその下原水槽と水源を記載しておりまして、
3:36:09	その水源に使う場合の送水ポンプ車は自治対策設備と表現したつもりなんですけどもかなり混乱を招いていると思いますので、記載の仕方は

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:36:21	皆惜しいたいと思います。代替給水ピットを使う場合のと表現を少し考えまして、
3:36:29	わかりやすくしたいと思います。ただ
3:36:33	片やSA設備として使う場合の、
3:36:39	ポンプ車が、
3:36:41	水源によって江藤自主対策設備として扱うという、そういう使い方については、先行PWRさんでもありましたので、その辺りは相違理由とかに少し書き込みたいなと思ってございます。以上です。
3:36:59	金城ですそのポチの後に並べている設備をセットで使う場合をイメージしてこういう記載になっているっていうことで理解しましたけどちょっと表現については
3:37:09	検討できるのであればお願いします。私から以上です。
3:37:37	あれですけど、さっき、表に整理して、コメントしたことの次のコラムに、同じような話が出てきて、他の設備の
3:37:48	何て言うんすかね。
3:37:53	手順書の中にもこの評定んば最初の方に出てくるんでよく見ていただいて、あと本文の方の、
3:38:01	地震のやつなのか本当のホンチャンの重大事故たい施設のセットなのかがはっきりしないんじゃないんすけど、私も読んだんですけどもうはっきりしなくてコメントしたかもしれないですけど。
3:38:14	そのセットは括弧自主って書いていただくとするといいんですよとかっていったと思うんですけど、
3:38:21	何か自習を入れた書き込みみたいっていうのがわかるんですけど、基本的に有効性評価でやってるセットってのは西南で一つでも、水源でもね、車でもそれかけちゃうと10評価条件違ってくるんで、
3:38:36	それはもう自主でしかないんですよ、全部がノミネートしてないと、有効性評価にノミネートできなくて、それがセットとして、次、重大事故対処設備として位置付けられるんでその辺の
3:38:49	何ていうんすか曖昧なところはないんでね、その辺ちょっと。
3:38:52	しっかり見てくださいね。それでそれだけです。同じことばかり言って申し訳ありません。
3:38:59	はい。北海道電力の藤田です。
3:39:01	そもそもこの生まれてしまってるのはその手順書の一覧、これがしっかり作り込めてないところかなというふうに思いますんで、まずここをし

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	っかりと固めて、その我々の、その結果の部分ってのはここになりますんで、しっかり固めたいというふうに思います。
3:39:16	以上です。
3:39:45	規制庁脇本ですそれでは、1.11 規制庁側、特に他ありませんので、事業者側から何かありますでしょうか。
3:39:58	はい。すみません。北海道電力の井谷でございます。54条でご質問いただいたワイヤー等、
3:40:06	ちょっと確認いたしました54-2ページ、25ページ比較表にあったワイヤー等なんですけれども、可搬型の水位計測器をPWRでは使ってまして、
3:40:19	ワイヤー用の支柱とかそういったものを、等で含めておりました。
3:40:25	結局、ピットの中にフロートを垂らしてワイヤーをどーんと引っ張って、そのワイヤーを支持するための支柱とかも、可搬として運搬してセットして、
3:40:36	それで推移を
3:40:39	生んだ、
3:40:40	水辺関係にかけて中央に表示するっていうような、契機になっておりますために、そういったそういった支柱とかそういった細かな部材があるので、等としてますで、
3:40:50	頭の位置が何か幾つもあるうちの真ん中にあるように見えておりますが、最初に述べているのが、可搬型水位計のセット、
3:41:01	で通って述べた後に、エリアモニターとかカメラくれ装置ってなってるので、頭の位置もここかと。
3:41:09	思っております。
3:41:11	以上です。
3:41:16	規制庁アキモトその他はいかがですか。
3:41:23	規制庁アキモトですそれではあと43条今日資料ん出てますけど、またちょっとこれ、時間がないので次回にセットしたいと思います。
3:41:35	はい。今日のヒアリングは以上です。
3:41:39	が、
3:41:40	宮本さん何かあります。
3:41:45	特にないということで、以上で、ヒアリングを主、本日のヒアリングを終了したいと思います。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。